

令和6年度

学校保健・学校安全関係の手引

富山県教育委員会

目 次

<学校保健関係>

I	<u>養護教諭の職務</u>	…	1
II	<u>保健主事の職務</u>	…	5
III	<u>学校教育の課題と学校保健</u>	…	8
	1 <u>学校教育の課題と学校保健</u>	…	8
	2 <u>学校保健の考え方と内容</u>	…	8
IV	<u>学校保健</u>	…	12
	1 <u>学校保健計画の作成</u>	…	12
	2 <u>学校における保健教育</u>	…	14
	3 <u>学校における保健管理</u>	…	16
	(1) <u>対人管理</u>	…	16
	① <u>健康観察</u>	…	16
	② <u>健康診断</u>	…	18
	③ <u>健康相談及び保健指導</u>	…	21
	④ <u>疾病管理</u>	…	25
	⑤ <u>感染症予防</u>	…	26
	・ <u>感染症・食中毒発生時の措置について</u>	…	31
	・ <u>学校において予防すべき感染症一覧</u>	…	32
	⑥ <u>救急処置</u>	…	33
	(2) <u>対物管理</u>	…	35
	① <u>学校環境衛生の法的根拠</u>	…	35
	② <u>学校環境衛生活動とは</u>	…	35
	③ <u>学校環境衛生活動の内容</u>	…	36
	4 <u>学校保健委員会</u>	…	37
	5 <u>学校における食物アレルギー対応について</u>	…	39
	(1) <u>食物アレルギー対応の基本</u>	…	39
	(2) <u>配慮や管理が必要な児童生徒等への取組実践までの流れ(例)</u>	…	40
	(3) <u>学校と関係機関との食物アレルギー対応に関する連携・報告について</u>	…	41

<学校安全関係>

V	<u>学校安全</u>	…	42
	1 <u>学校安全の定義</u>	…	42
	2 <u>学校における危機管理の推進について</u>	…	43
	3 <u>学校安全に関わる法令</u>	…	44
	4 <u>学校安全計画</u>	…	48
	5 <u>危機管理マニュアル</u>	…	50
	6 <u>学校における安全点検</u>	…	52
	7 <u>防犯教育</u>	…	53
	8 <u>交通安全教育</u>	…	55
	9 <u>防災教育</u>	…	57
	(1) <u>防災に関する安全教育</u>	…	57
	(2) <u>防災に関する安全管理</u>	…	58
	(3) <u>防災に関する組織活動</u>	…	59
	(4) <u>東日本大震災を踏まえた学校における防災教育・防災管理等の諸課題</u>	…	60
	(5) <u>原子力災害について</u>	…	60
	(6) <u>災害時の応急対応体制の整備</u>	…	60

<資 料>

共・1	<u>学校保健・安全関係法令(抄)・通知等</u>	…	64
共・2	<u>学校管理下における災害発生状況、学校保健委員会設置状況、薬物乱用防止 教室開催状況</u>	…	79
共・3	<u>学校保健・安全に関する通知等</u>	…	80
共・4	<u>学校保健・安全関係資料</u>	…	82
共・5	<u>学校保健・安全に関する表彰校一覧</u>	…	85
共・6	<u>学校保健関係(学校三師)表彰受賞者一覧表</u>	…	86
共・7	<u>学校保健関係研究推進校及び研究指定校</u>	…	87
共・8	<u>令和6年度保健・安全関係行事予定</u>	…	88

学 校 保 健 関 係

I 養護教諭の職務

1 養護教諭の役割

学校教育法第37条第12項に小学校について、「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」（中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に準用）と規定されている。

養護教諭の役割について保健体育審議会の答申（昭和47年12月）には次のように述べられ、「養護をつかさどる」とは「児童生徒の健康を保持増進するためのすべての活動」と解される。

昭和47年保健体育審議会答申

養護教諭は、専門的立場からすべての児童生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導にあたり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導にあたるのみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割をもつものである。（以下略）

また、平成7年3月に改正された学校教育法施行規則についての文部科学省事務次官通知における改正の趣旨には、次のように述べられている。

学校教育法施行規則(平成7年3月改正)についての文部科学省事務次官通知

近年、児童生徒の心身の健康問題が複雑、多様化してきており、特に、いじめや登校拒否等の生徒指導上の問題に適切に対応するとともに、児童生徒の新たな健康問題に取り組んでいくためには、学校における児童生徒の心身の健康についての指導体制の一層の充実を図る必要がある、保健主事、養護教諭の果たす役割が極めて重要となっている。このため、保健主事に幅広く人材を求める観点から保健主事には、教諭に限らず、養護教諭も充てることができることとしたこと。また、これにより、養護教諭が学校全体のいじめ対策等においてより積極的な役割を果たせるようになるものであること

さらに、平成9年9月に示された保健体育審議会答申において、「養護教諭の新たな役割及び求められる資質」として以下の内容が示された。

保健体育審議会答申(平成9年9月)

養護教諭の新たな役割と求められる資質

(一部、抜粋)

《養護教諭の新たな役割》

近年の心の問題等の深刻化に伴い、学校におけるカウンセリング等の機能の充実が求められるようになってきている。この中で、養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめなどの心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付く立場にあり、養護教諭のヘルスカウンセリング（健康相談活動）が一層重要な役割を持ってきている。養護教諭の行うヘルスカウンセリングは、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭において、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など心や体の両面への対応を行う健康相談活動である。

《求められる資質》

このような養護教諭の資質としては、①保健室を訪れた児童生徒に接したときに必要な「心の健康問題と身体的症状」に関する知識理解、これらの観察の仕方や受け止め方についての確かな判断力、対応力（カウンセリング能力）、②健康に関する現代的課題の解決のために個人または団体の児童生徒の情報を収集し、健康問題をとらえる力量や解決のための指導力が必要である。その際、これらの養護教諭の資質については、いじめなどの心の健康問題への対応の観点から、かなりの専門的な資質・技能が等しく求められることに留意すべきである。さらに、平成7年度に保健主事登用の途を開く制度改正が行われたこと等に伴い、企画力、実行力、調整力などを身に付けることが望まれる。

平成 10 年 7 月に教育職員免許法が一部改正され、養護教諭が保健の教科の授業を担当する教諭または講師になることができる制度改正がなされた。

教育職員免許法の一部改正(平成10年7月)

養護教諭の保健の教科の授業を担当する教諭または講師になる制度改正 (保・資料 3 参照)

いじめ、不登校、性の逸脱行動、薬物乱用をはじめとした緊急に対応しなければならない児童生徒の様々な健康に関する現代課題は、教職員一体となって取り組むものであり、養護教諭のもつ専門的な知識や技能を教科の指導に生かし、問題解決に一層の効果を上げることを期待され、制度改正された。〈現教育職員免許法附則第15項参照〉

平成 20 年 1 月中央教育審議会答申の中で、学校保健に関する学校内の体制を充実する上での養護教諭の役割が示された。

中央教育審議会答申(平成20年1月)

学校保健に関する学校内の体制の充実

養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。…(略)…養護教諭の行う健康相談活動がますます重要となっている。また、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子供の現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子供が多くなっていると同時に、特別支援教育において期待される役割も増している。(以下略)

平成 27 年 12 月中央教育審議会答申の中で、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の役割について」、以下の内容が示された。

中央教育審議会答申(平成27年12月)

これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の役割について

養護教諭は、児童生徒等の身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあることから、近年、児童生徒等の健康相談においても重要な役割を担っている。特に、養護教諭は、主として保健室において、教諭とは異なる専門性にに基づき、心身の健康に問題を持つ児童生徒等に対して指導を行っており、健康面だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担っている。養護教諭は、学校保健活動の中心となる保健室を運営し、専門家や専門機関との連携のコーディネーター的な役割を担っており、例えば、健康診断・健康相談については、学校医や学校歯科医と、学校環境衛生に関しては、学校薬剤師との調整も行っているところである。さらに、心身の健康課題のうち、食に関する指導に係るものについては、栄養教諭や学校栄養職員と連携をとって、解決に取り組んできているところである。このように、養護教諭は、児童生徒等の健康課題について、関係職員の連携体制の中心を担っている。(以下略)

中央教育審議会答申及び学校保健安全法等から、養護教諭の主な役割は、次のとおりである。

〈養護教諭の役割〉

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の充実
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の充実(保健室経営計画の作成)
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒等の心身の健康課題の早期発見、早期対応
- (5) 学級(ホームルーム)活動における保健の指導をはじめ、ティーム・ティーチングや兼職発令による保健教育への積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応
救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等
- (7) 専門スタッフ等との連携協働

2 養護教諭の職務内容

(1) 中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月）から見る養護教諭の職務

- 学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。
- 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

(2) 養護教諭の専門領域における主な職務内容

1 学校保健計画及び学校安全計画

- (1) 学校保健計画の策定への参画と実施
- (2) 学校安全計画の策定への参画と実施

2 保健管理

(1) 心身の健康管理

- ① 救急処置
 - ア 救急体制の整備と周知
 - イ 救急処置及び緊急時の対応
- ② 健康診断
 - ア 計画、実施、事後措置、評価
- ③ 個人及び集団の健康課題の把握
 - ア 健康観察（欠席、早退、遅刻の把握を含む）
 - イ 保健情報の収集及び分析
 - ウ 保健室利用状況の分析・評価
- ④ 疾病の管理と予防
 - ア 感染症・食中毒の予防と発生時の対応
 - イ 疾病及び障害のある児童生徒等の管理
 - ウ 経過観察を必要とする児童生徒等の管理

⑤ その他

(2) 学校環境衛生の管理

- ① 学校環境衛生
 - ア 学校環境衛生の日常的な点検への参画と実施
 - イ 学校環境衛生検査（定期検査・臨時検査）への参画
- ② 校舎内・校舎外の安全点検
 - ア 施設設備の安全点検への参画と実施
- ③ その他

3 保健教育

保健教育に関する事項

- (1) 体育科・保健体育科の保健に関する学習
- (2) 関連する教科における保健に関する学習
- (3) 特別活動（学級活動・ホームルーム活動、児童生徒会活動、学校行事）における保健に関する学習

- (4) 総合的な学習（探究）の時間における保健に関する学習
- (5) 日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導
- (6) 啓発活動
 - ア 児童生徒等、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動
- (7) その他

4 健康相談

- (1) 心身の健康課題への対応
 - ① 健康相談の実施
 - ② 心身の健康課題の早期発見、早期対応
 - ③ 支援計画の作成・実施・評価・改善
 - ④ いじめ、虐待、事件事故・災害等における心のケア
- (2) 児童生徒等の支援に当たっての関係者との連携
 - ① 教職員、保護者及び校内組織との連携
 - ② 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携
 - ③ 地域の医療機関等との連携
- (3) その他

5 保健指導

- (1) 対象者の把握
 - ① 健康診断の結果、保健指導を必要とするもの
 - ② 保健室等での児童生徒等の対応を通して、保健指導の必要がある者
 - ③ 日常の健康観察の結果、保健指導を必要とするもの
 - ④ 心身の健康に問題を抱えている者
 - ⑤ 健康生活の実践に関して問題を抱えている者
 - ⑥ その他
- (2) 心身の健康課題の把握と保健指導の目標設定
- (3) 指導方針・指導計画の作成と役割分担
- (4) 実施・評価

6 保健室経営

- (1) 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善
- (2) 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知
- (3) 保健室の設備備品の管理
- (4) 諸帳簿等保健情報の管理
- (5) その他

7 保健組織活動

- (1) 教職員保健委員会への企画・運営への参画と実施
- (2) P T A保健委員会活動への参画と連携
- (3) 児童生徒保健委員会の指導
- (4) 学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施
- (5) 地域社会（地域の関係機関、大学等）との連携
- (6) その他

8 その他 児童生徒等心身の健康に関わる研究 等

II 保健主事の職務

1 保健主事の性格

- (1) 保健主事は、「校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる」とされているが、「保健に関する事項の管理」とは、Supervision, Administration といった概念というよりは、Co-ordination すなわち、調整を意味している。昭和 47 年 12 月の保健体育審議会答申において、「保健主事は、学校保健委員会の運営にあたるとともに、養護教諭の協力のもとに学校保健計画の策定の中心となり、また、その計画に基づく活動の推進にあたっては、一般教員はもとより、体育主任、学校給食主任、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等すべての職員による活動が組織的かつ円滑に展開されるよう、その調整にあたる役割をもつものである」としている。
- (2) また、平成 9 年 9 月の保健体育審議会答申では、「近年、児童生徒の心身の健康課題が複雑多様化しており、このような課題に取り組んでいくためには、学校における健康に関する指導体制の一層の充実を図る必要がある。保健主事は、保健に関する指導体制の要として学校教育活動全体の調整役を果たすことのみならず、心の健康問題や学校環境の衛生管理等健康に関する現代的課題に対応し、学校が家庭・地域社会と一体となった取組を推進するための中心的存在としての新たな役割を果たすことが必要である」と述べている。
- (3) さらに、平成 20 年 1 月の中央教育審議会の答申では、「保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）等学校保健に関する事項の管理に当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。このことから、保健主事は充て職であるが、学校における保健に関する活動の調整に当たる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心をもち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている」と述べられている。

2 保健主事の役割

(1) 学校保健と学校教育全体との調整に関すること

学校保健は、保健教育と保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われるものであることから、次のような観点に留意する必要がある。

- ① 児童生徒の健康状態や健康生活の実践状況、学校環境衛生の実態等を把握し、児童生徒の健康課題が学校運営の重点に生かされ、学校課題として解決が図られていくようにする。
- ② 学校運営組織の中に学校保健の分野が適切に位置付けられ、全教職員が役割を分担して活動を展開できるよう、その調整に努める。
- ③ 保健教育や保健管理の活動が適切に展開できるよう、教務主任や教科等の主任と連携し教育計画全体との調整を図る。

(2) 学校保健計画の作成とその実施の推進に関すること

学校保健計画は、統合と調整の機能をもった学校保健活動の総合的な基本計画として作成し、教職員はもとより、家庭、地域との密接な連携のもとに実施するように努める。

- ① 学校保健計画の作成に当たっては、学校保健の評価記録、児童生徒の実態（養護教諭の収集した情報・意見等を生かす）、学年、保護者、関係機関等の意見も十分に生かすように努める。
- ② 学校保健計画に盛り込まれた内容が学校の計画に位置付けられるよう、教務主任等とその調整に当たる。その際、特別活動における保健に関する指導（学級活動・ホームルーム活動、保健に関する行事等）の指導時間を適切に確保するよう努める。
- ③ 学校保健計画に盛り込まれた内容が、全教職員に理解されるよう、作成の過程を大切にすると

もに、学級での活動が適切に行われ、児童生徒一人一人に行き届いた指導をするよう調整に努める。

(3) 保健教育の計画作成とその適切な実施の推進に関すること

保健教育において保健主事として作成と実施に深くかかわるのは保健に関する指導である。保健に関する指導計画には、年間指導計画と題材ごとや活動ごとの指導計画が考えられるが、保健主事は作成の中心となり、指導の適切な実施を推進する。

- ① 保健に関する指導の年間計画は、学校保健計画に盛り込まれている題材名ないしは指導の重点に基づいて、学年ごとに題材名、ねらい、内容を明らかにする。その際使用する教材・教具についても見通しを立てておくようにする。
- ② 題材ごとや活動ごとの指導計画は、指導をよりよく行うために必要なものであるだけに、必ず作成し適切な時期に提供できるよう配慮する。
- ③ 保健に関する指導は、特別活動の学級活動やホームルーム活動、学校行事及び児童会活動・生徒会活動で行われるので、特別活動の計画に位置付けられるよう特別活動主任等との調整を図る。
- ④ 体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）の指導内容は、学校保健計画にも記載されているが、保健に関する指導との関連が図られるようにする。
- ⑤ 保健に関する指導の授業に必要な指導資料や教材・教具は、養護教諭等の協力を得て整備し、活用できるようにする。

(4) 保健管理の適切な実施の推進に関すること

学校における保健管理は、健康観察、健康診断の実施と事後処置、健康相談、学校における感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後処置等多岐にわたっているが、これらの活動は学校教育の円滑な実施と成果の確保に欠かせないものであり、養護教諭と協力して適切な実施の推進に当たることが必要である。

- ① 健康観察は、毎授業時に行われる必要があるが、特に朝の健康観察を重視し、その目的や方法について全教職員に周知徹底を図り、児童生徒の心身の健康状態を把握し、常に児童生徒の理解に立った教育活動が展開できるようにする。
- ② 定期や臨時の健康診断が、養護教諭が立案した実施計画に基づいて全教職員が協力して円滑かつ、適切に実施できるようにする。そのために、定期健康診断が行われる週は、学校の健康週間にするなど全校的に健康意識が高められ、学校行事としての教育的効果が得られるようにする。
- ③ 学校環境衛生の定期検査や日常点検が適切に行われ、かつ、事後措置によって環境衛生の維持改善が図られるようにする。また、児童生徒が快適な学校生活を送ることができるよう美化活動を推進する。
- ④ 児童生徒の健康生活の実践状況を把握し、保健に関する指導の指導計画や指導の改善に役立てるようにする。
- ⑤ 健康診断や学校環境衛生の定期検査が終わったときには、学校医、学校歯科医、学校薬剤師と教職員との懇談の機会を設けるなど、相互の理解が深められるようにする。

(5) 学校保健に関する組織活動の推進に関すること

学校保健活動は、学校の教育活動全体の中で全教職員によって行われる。また、健康の保持増進には、学校生活と家庭や地域での生活との関連が重要であり、PTAや地域の関係機関との協力が必要である。

- ① 学校保健活動の推進は、各学年、各学級でどのように実践されるかが重要であり、校務分掌組織との連携を図りながら、その実施の推進に努める。
- ② 学校保健に関する校内研修を保健部等の教員、特に養護教諭と協力して計画し、実現に努める。
- ③ 児童生徒の健康生活を実践する態度や習慣の形成は家庭に期待するところが大きいので、保護者の啓発の仕方を工夫しその効果を高めるように努める。
- ④ 学校における保健教育や健康診断の実施と事後処置、学校環境衛生検査の実施と事後処置等を円滑に推進するために、地域の関係機関や関係団体と連携を密にし、適切な協力が得られるように努

める。

- ⑤ 学校保健活動の充実とその推進を図るため、学校保健委員会を組織し、その運営に当たる。

(6) 学校保健の評価に関すること

学校保健活動の評価は、計画作成の手順、内容、方法等にわたって活動ごとに、あるいは総合的に
行い、次の計画と実施の改善に役立てるために行うものである。そのため評価に当たっては全教職員
の参加によって行わなければならない。

- ① 評価の原則として、ア、評価の目的は何か、イ、何を基準とするか、ウ、いつ行うかなどを明確に
し、全教職員の理解と協力を得る。
- ② 評価の観点は、各学校の計画・目標等により異なるが、学校の実情に即した具体的なものとし、
問題点を明らかにするとともに、問題解決のために具体的な検討を行い、次の計画と活動に生かす
ように努める。
- ③ 総合的評価の対象としては、ア、学校保健計画の基本的事項、イ、保健教育に関する事項、ウ、保
健管理に関する事項、エ、組織活動に関する事項が考えられる。具体的な観点については、養護教
諭等の協力を得ながら作成するようにする。

3 保健主事に求められるマネジメント

学校保健活動を組織的に推進するためには、活動を一面的に捉えるのではなく、多角的な視点で活動を
捉え、連絡・調整していくことが大切である。

○学校保健活動のマネジメント

学校保健活動における保健主事のマネジメントは、学校組織を活かしながら、児童生徒の健康の保持増
進を図るため、様々な校務を踏まえて広い視野を持ちつつ、判断したり、行動したりする必要がある。

マネジメントを効果的に進めていくためには、一般的な組織活動と同様に、（ア）政策等との整合性、
（イ）効果的な組織づくりとその運営、（ウ）資源の調達とその有効活用、（エ）効果的な取組や行動等
の展開、の四つのマネジメントの対象と業務を十分に踏まえることが基本となる。

○保健主事と組織

保健主事は、校長の経営理念を踏まえ、学校保健計画を立案し活動を推進していくミドルリーダーとし
て、①学校保健活動に関わる施策や経営方針等を教職員へ確実に伝えること、②担当者の考えやニーズを
生かしてまとめ上げていくこと、という二つの役割を同時にバランスよく担うことが望まれる。

○保健主事とリーダーシップ

学校保健活動の「目標達成」に向けて、「職務遂行」を重視する働きかけと、学校保健活動が組織的か
つ円滑に展開されるよう人間関係＝「集団維持」を重視する働きかけが重要である。保健部員はじめ教職
員と学校保健全体や各活動の目標を共有し、意見や創意工夫を採り入れたり、状況に応じて任せたりしな
がら活動意欲を引き出すなど保健主事としてのリーダーシップの発揮が求められる。

Ⅲ 学校教育の課題と学校保健

1 学校教育の課題と学校保健

(1) 学校教育が求めるもの

学習指導要領第1章総則 第1「教育の基本と教育課程の役割」 (第1章第1の1及び2)
(中学校、高等学校の学習指導要領も同様に示されている。)

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。(ここでは(1)、(2)の記載を省略、(3)は次に記載。)

(2) 健康の保持増進に関する指導の充実と学校保健

心身の健康の保持増進に関する指導については、学習指導要領第1章総則の第1の2(3)に次のように示されている。(中学校、高等学校の学習指導要領も同様に示されている。)

- (3) 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

これからの社会を生きる児童生徒に、健やかな心身の育成を図ることはきわめて重要である。児童生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要であり、これらに対し児童生徒の発達の段階を考慮して学校教育全体として取り組むことが重要である。

健康に関する指導については、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

2 学校保健の考え方と内容

(1) 学校保健とは

学校保健は、「学校における保健教育と保健管理をいう」(文部科学省設置法第4条12項)とされているように、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指して行われる活動のことをいうものである。そして、保健教育と保健管理の活動を円滑、かつ、成果が上がるように進めるためには、教職員が役割を分担して活動を組織的に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体との連携を密にするための学校保健に関する組織の整備と組織活動の充実が不可欠な条件となる。(図 保-1 参照)

(2) 学校における保健教育

学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な自律的能力、すなわち、知識や技能の習得、身近な健康の問題の判断と処理等の健康な生活に対する実践的な能力と態度を育てることにある。いってみれば、自らが健康な行動を選択し、決定し、実践していくことのできる主体の育成にあるということである。

保健教育は、体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）、特別活動（学級活動・ホームルーム活動等）を中心に教育活動全体を通じて行われる。

① 体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）における保健の指導

心身の健康の保持増進に必要な知識の理解や技能の習得を通して、自らの意志を決定し、適切な行動選択を行うなどの実践力の育成を図ることを目指している。小学校では体育科の「保健領域」で、中学校では保健体育科の「保健分野」で、高等学校では保健体育科の「科目保健」で、学習指導要領に示された内容と授業時数で行われるようになってきている。また、理科、生活、家庭、技術・家庭等の教科においても健康や安全に関する学習が行われる。

② 特別活動における保健に関する指導

(1) 学級（ホームルーム）活動における保健の指導

保健に関する指導は、児童生徒一人一人が、現在及び将来の生活上の課題を見通した生活や学習に関する健康課題について、問題の発見・確認、解決方法等の話し合い、解決方法の決定、決めたことの実践、振り返りという基本的な学習過程となる。

(2) 学校行事における保健の指導

学校行事の内容は、儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足（旅行）・集団宿泊的行事、勤労生活・奉仕的行事の五つに分けることができ、その中でも、健康安全・体育的行事は、養護教諭の職務との関わりが深いものである。

1) 健康安全・体育的行事のねらい

児童生徒自らが自己の発育や健康状態について関心を持ち、心身の健康の保持増進に努めるとともに、身の回りの危険を予測・回避し、安全な生活に対する理解を深める。また、体育的な集団活動を通して、心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育成する。さらに、児童生徒が運動に親しみ、楽しさを味わえるようにするとともに体力の向上を図る。

2) 健康安全・体育的行事の内容

健康診断、薬物乱用防止指導、防犯指導、交通安全指導、避難訓練や防災訓練、健康・安全や学校給食に関する意識や実践意欲を高める行事、運動会（体育祭）、競技会、球技会などが考えられる。

(3) 学校における保健管理

学校における保健管理は、学校保健安全法の規定に基づく健康診断の実施と事後措置、健康相談、感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置等を中心とした活動を通して、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に寄与するものである。したがって、保健管理の活動は、学校教育の目的、目標を有効に達成するための手段、つまり学校経営の条件系列に含まれる重要な機能として大きな意義をもつものといえる。

その対象は、「人」と「物」に大別され、「人」にかかわる事項としては、心身（主体）の管理と生活（行動）の管理を、「物」にかかわる事項としては、児童生徒の学習や生活の場としての学校環境の管理を取り上げることができる。

① 対人管理

・心身の管理

健康観察、健康診断の実施と事後措置、健康相談、要養護児童生徒の継続観察と指導、疾病予防、感染症予防、救急処置等がある。これらは、児童生徒の心身の健康状態を把握し、指導や管

理の課題や内容を処方し、かつ、必要な対策を施すなど、児童生徒の心身の健康の回復や保持増進を図る上で基本となる活動である。

・生活の管理

児童生徒の日常の健康生活の実践状況の把握と規正・指導、健康に適した学校生活の提供という二つの側面が考えられる。前段の健康生活の実践状況については、近年生活行動がかかわって起こる病気が多くなってきていることや、基本的な生活習慣を育てることが教育課題になってきていることを考えると、その実態を絶えず把握し、保健に関する指導や体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）の指導にフィードバックさせていく意義は極めて大きい。

また、後段の健康に適した学校生活の提供については、学習能率を高め、児童生徒が楽しい学校生活を送ることができるようにする観点を重視し、日課表の工夫や情緒的雰囲気醸成などに配慮するということである。

② 対物管理

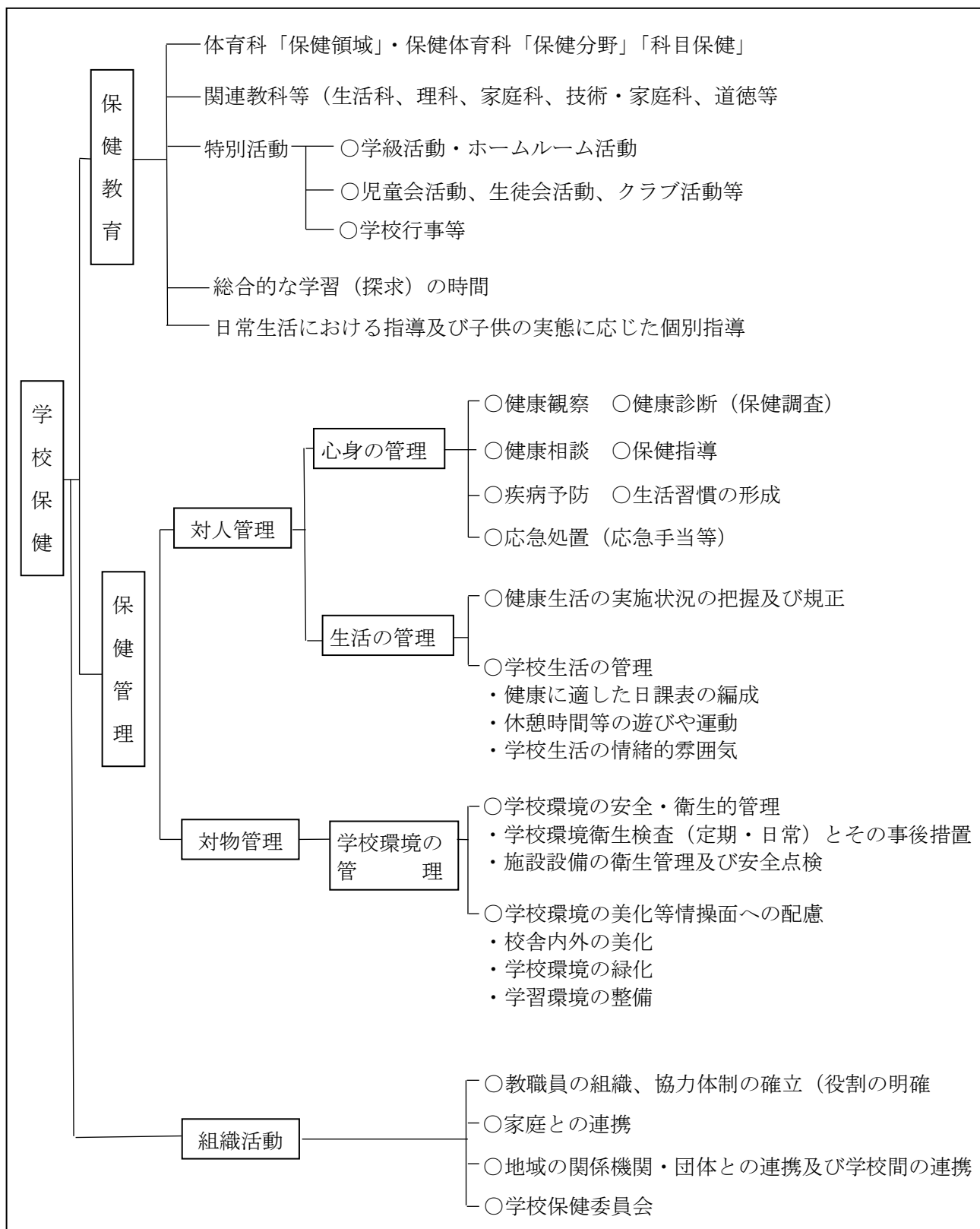
児童生徒が快適な条件のもとに学習し、かつ、心豊かな学校生活を送ることができるようにするという観点から、学校環境の衛生的管理と美化等情操面への配慮が考えられる。前段については、定期及び臨時の検査と事後措置及び日常の学校環境衛生の活動がある。また、後段については、校舎内外の美化、動物の飼育、植物の栽培などによって、児童生徒の興味を喚起し、美的心情を育成して心の安定を図るといった活動が考えられる。

(4) 学校保健における組織活動

保健教育と保健管理の活動は、以上のように多岐にわたって展開されるものであり、活動に携わる人々も学校の全教職員、家庭の保護者、地域の関係機関・団体など児童生徒にかかわりのある全ての人々に及ぶものであることから、関係者が共通理解を図り、共通の目標に向かい、連携を強化した組織的な活動が必要になってくる。

そのためには、教職員の協力体制の確立、家庭との連携、地域の保健関係機関などと連携しつつ、学校保健委員会の組織と運営に工夫を凝らし、学校保健活動の円滑な実施を推進する必要がある。

〈学校保健の領域・内容〉



改訂『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり』（令和元年度改訂）

IV 学校保健

1 学校保健計画の作成

(1) 法的根拠（学校保健安全法）

保健主事は、学校保健計画作成の中心となり、その円滑、適正な実施を推進することが重要である。学校保健安全法第5条（昭和33年法律第56号）において、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と規定されている。

また、平成20年7月9日付け20文科ス第522号「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」では、「第二 留意事項 第1 学校保健安全法関連 二 学校保健に関する留意事項」に学校保健計画について次のように示されている。

- 1 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- 2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととする。
- 3 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校保健法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとする。このことは、学校安全計画についても同様であること。
各学校においては、これらの留意事項を踏まえ、学校における保健管理と保健教育、学校保健委員会等の組織活動、学校保健活動の年間を見通した総合的な基本計画となるよう作成することが大切である。

(2) 学校保健計画作成の手順

学校保健計画を作成するに当たっては、学校保健に関わる教育活動において、教育課程の領域の特性、担当する組織等のバランスに配慮することが求められる。

作成の手順としては、「情報の収集と作成方針の決定」、「目標や活動の内容の設定」、「各組織との連絡・調整」、「学校保健計画の決定」などが考えられる。

とりわけ、その学校の学校保健の実態を把握し、学校保健に関する目標や活動の内容を設定するための情報の収集は、年間計画作成の第一歩である。健康情報の把握に当たっては、目的に応じて見直しを立て、計画的に行われることが大切である。

情報の収集源、情報の内容及び健康情報の把握の時期として、次のことが考えられる。

【情報の収集源】

- ・学校保健活動の評価記録からの情報
- ・児童生徒等の健康に関する情報
- ・学校環境衛生の状況に関する情報
- ・教職員、保護者、地域社会からの健康に関する情報 など

【情報の内容】

- ・児童生徒等の健康状態
- ・児童生徒等の疾病の治療状況
- ・学校環境衛生の実態
- ・学校保健組織の活動状況
- ・保健教育の実施状況
- ・保健室利用状況
- ・各種保健衛生統計
- ・地域の保健・衛生の課題
- ・地域の保健・医療の動向 など

【健康情報の把握の時期】

- ・定期的健康診断や学校環境衛生検査のように時期が決まっている場合
- ・感染症の流行時のように臨時の場合
- ・健康観察、救急処置等、記録が累積される場合 など

(3) 学校保健計画の内容

① 保健管理に関する事項

- ・健康相談及び保健指導
- ・健康観察
- ・保健調査
- ・健康診断及び事後措置
- ・疾病の管理と予防
- ・感染症及び食中毒の予防
- ・定期及び日常の環境衛生検査
- ・その他必要な事項

② 保健教育に関する事項

- ・体育科・保健体育科の保健に関する学習
- ・関連する教科における保健に関する学習
- ・特別活動（学級活動・ホームルーム活動、児童生徒会活動、学校行事）における保健に関する学習
- ・総合的な学習（探求）の時間における保健に関する学習
- ・日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導

③ 保健組織活動に関する事項

- ・学校内における組織活動（職員保健部等）
- ・学校保健委員会（地域学校保健委員会）
- ・家庭・地域社会との連携
- ・その他必要な事項

(4) 学校保健計画作成上の留意点

- ① 学校評価を十分生かし、児童生徒や地域の実態、学校種別、規模等に即して自校の実情にあった計画を作成する。
- ② 収集した情報を活用して、学校の実態に即した適切な計画にする。
- ③ 学校の教育方針、諸行事を考慮して、実施の重点事項を精選し、有機的な関連をもたせる。
- ④ 保健管理と保健教育との関連を明確にしておく。
- ⑤ 学校内関係者の一方的な計画にならないように、設置者はもちろん各関係機関との連絡・調整を図る。
- ⑥ 関係教職員の理解を深めるとともに、責任分担を明確にする。
- ⑦ PTA、家庭や地域社会の保健活動との連携を図る。
- ⑧ 小学校及び中学校においては、学習指導要領解説総則編付録の「心身の健康の保持増進に関する教育」を参考にし、それぞれの教育目標や児童生徒の事態に踏まえた上で、カリキュラム・マネジメントの内容を盛り込む。

※学校保健計画の様式例については、保・資料5を参照する。

2 学校における保健教育

保健教育は、児童生徒の発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。例えば、体育科・保健体育科、特別活動（学級活動、学校行事等）、総合的な学習（探求）の時間はもとより、関連する各教科等においても、それぞれの特質に応じて行われることも考えられる。

また、新学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。

保健教育

	特別活動（保健に関する指導）	体育科、保健体育科	総合的な学習（探求）の時間
目標・性格	日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る	自他の健康な生活の向上や、活力ある社会の構築に主体的、創造的に取り組む資質や能力の育成を図る
内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	日常生活や学習経験等により興味・関心をもった健康に関する内容
指導の機会	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体	体育科、保健体育科及び関連する教科	学校で定めた総合的な学習の時間を活用
進め方	実態に応じた時間数を定め計画的、継続的に実践意欲を喚起しながら行う	年間指導計画に基づき、実践的な理解が図られるよう問題解決的、体験的な学習を展開する	体験的、問題解決的な学習を積極的に取り入れ、人や物との主体的な関わりを通して課題解決に取り組む
対象	集団（学級、学年、全校）	集団（学級、学年）	集団（課題別グループ等）または個人
指導者	学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等	学級担任、教科担当、養護教諭（教諭兼職等）、栄養教諭、学校栄養職員等	学級担任、教科担当、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、地域の専門家等

特別活動における保健に関する指導、体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）、総合的な学習の時間では、そのねらいと指導の機会等において異なるが、それぞれの学習指導で得た知識・理解等が相まって、健康に関する基礎的・基本的事項の認識が深められ、思考力、判断力等も含めて日常生活における実践が促されるようにすることが期待される。

特別活動における保健に関する指導、体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）、総合的な学習の時間における健康に関する課題の学習の特質を理解した上で効果的な学習が行えるよう計画的に指導する必要がある。

(1) 特別活動における保健に関する指導

学習指導要領では、保健に関する指導について、総則第1の2(3)に次のように示している。

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

このことから、健康に関する指導の一分野である保健に関する指導は、当面している健康課題等を児童生徒が的確に判断し、解決できるよう学校教育のあらゆる場面で支援することとなるが、その支援は、児童生徒一人一人が当面している健康課題の解決に生きて働くものでなければならない。また、当面の問題のうちでも、児童生徒の共通の問題として指導できるものは集団を対象に、その児童生徒だけの問題として指導したほうがよいと思われるものは個別に行うことになる。

学級（ホームルーム）活動は、担任による指導が原則であるが、「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」については、養護教諭が心身の健康課題に関して自校の実態を把握していることから、その専門性を生かして指導することができるものである。

(2) 体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）

小学校から高等学校まで、およそ次の表のような学習体系になっており、小学校では主として学級担任が、中学校及び高等学校では教科担当によって学習が行われる。

区 分	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校	
位 置 付 け	体育科（保健領域）、生活科、理科、家庭科等		保健体育科（保健分野）及び関連教科		保健体育科（科目保健）及び関連教科	
指導の時間	第3、4学年で8単位時間程度 第5、6学年で16単位時間程度		3年間を通じて48単位時間程度		入学年次及びその次の年次の2か年にわたり70単位時間	
指 導 学 年 及 び 学 習 内 容	生活科、理科、家庭科、道徳等に 含まれている健康に関する内容		第1 ～3 学年	(1) 健康な生活と疾病の予 防	入学年次 及びその 次の年次	(1) 現代社会と健康 (2) 安全な社会生活 (3) 生涯を通じる健康 (4) 健康を支える環境 づくり
	第3～6学年の体育科（保健領域）		第1 学年	(2) 心身の機能の発達と心 の健康		
	第3、 4学年	(1) 健康な生活 (2) 体の発育・発達	第2 学年	(3) 傷害の防止		
	第5、 6学年	(1) 心の健康 (2) けがの防止 (3) 病気の予防	第3 学年	(4) 健康と環境		

※「新学習指導要領」：小学校では令和2年度、中学校では3年度から全面实施。高校は4年度から年次進行で実施。

3 学校における保健管理

児童生徒や教職員の健康が、学校教育における学習能率の向上やよりよい教育活動の推進に欠くことのできないものであることは誰もが認識しているところである。また学校は、教育の場として、多数の児童生徒が集団生活を送る所であり、人的にも物的にも最も健康に適した環境でなければならない。これらのことについて、学校保健安全法は、第一条の目的のなかに明確に示しているように、以下各章にわたって保健管理についての細かい規定を定めている。

最終的には、健康の保持増進は、教育の目的や目標そのものであり、学校保健管理はその達成につながるものでなければならない。

(1) 対人管理

① 健康観察

ア 健康観察の重要性

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に子供の健康状態を観察し、心身の健康課題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に勧めるために行われる重要な活動である。

学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患等、児童生徒等の心身の健康課題の早期発見・早期対応につながることから、その重要性は増してきている。

イ 健康観察の目的

- ・ 児童生徒等の心身の健康課題の早期発見・早期対応を図る。
- ・ 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ・ 日々の継続的な実施によって、児童生徒等に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

ウ 健康観察の法的位置付け

(資料1参照)

健康観察は、中央教育審議会答申（H20.1.17）「子供の心身の健康を守り安全・安心を確保するために学校全体の取組を進めるための方策について」で、その重要性が述べられており、学校保健安全法（H21.4.1施行）においても、健康観察が新たに位置付けられ、充実が図られた。

学校保健安全法(H21.4.1 施行)

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

エ 健康観察の留意点

- ・ 学校における健康観察は、学級担任や養護教諭が中心となり、教職員との連携の下に実施すべきものであることから、全教職員が健康観察の意義と重要性を理解し、共通認識のもとに実施できるようにする。
- ・ 児童生徒等は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないこともあり、心の問題が顔の表情や行動に現れたり、頭痛・腹痛等の身体症状となって現れたりすることもあるため、きめ細かな観察が必要である。
- ・ 心の健康課題が疑われる場合でも、まず、身体的な疾患があるかないかを見極めてから対応することが大切である。

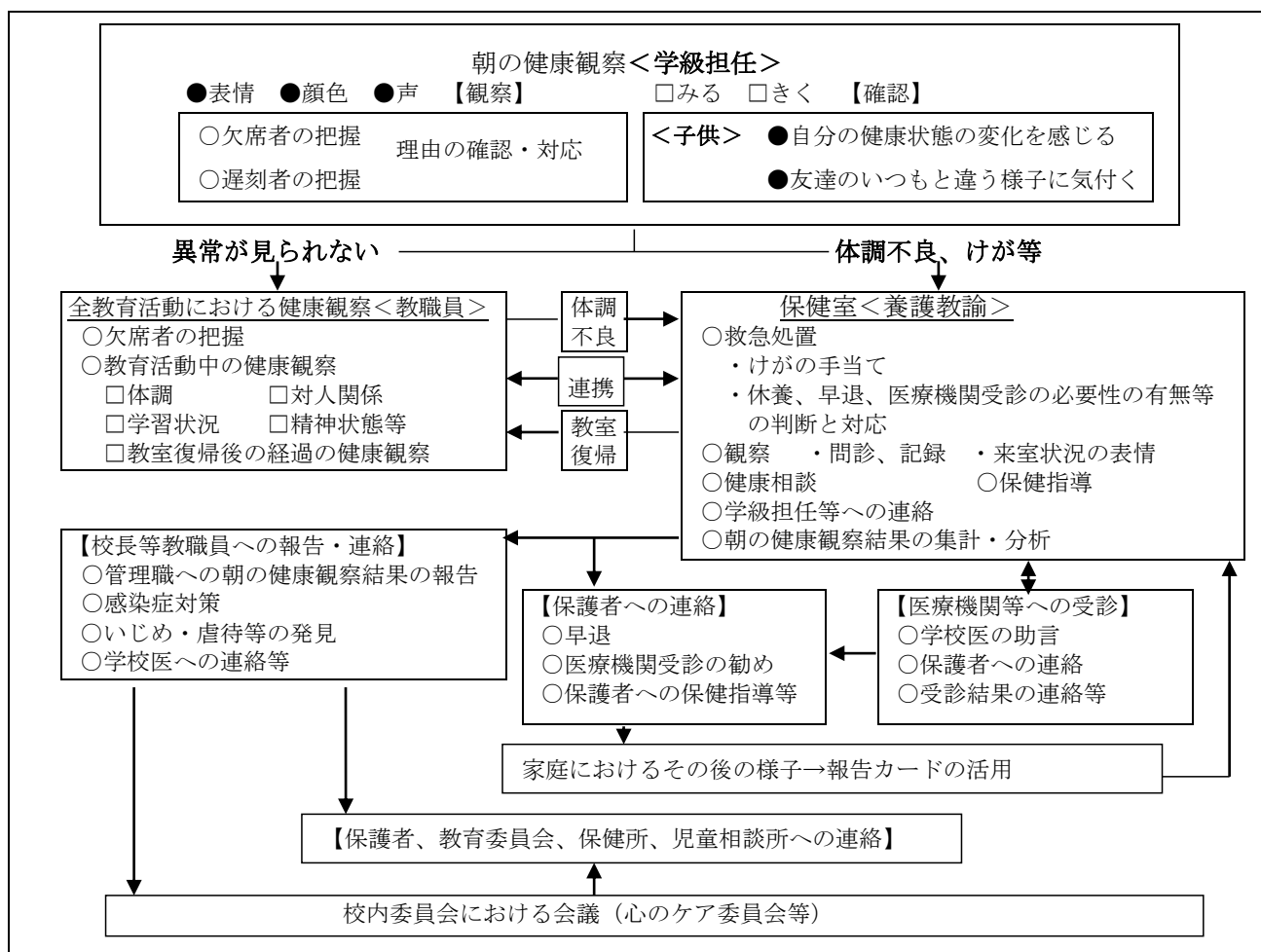
- ・ 「体に現れるサイン」・「行動や態度に現れるサイン」・「対人関係に現れるサイン」の3観点から、健康観察ができるようにする。（「教職員のための子供の健康観察の方法と問題への対応（文部科学省平成21年）」）
- ・ 児童生徒等に自分の健康状態を意識させることによって、自己管理能力を育てることが大切である。
- ・ 校内研修会等により、教職員の共通理解を図るための機会を設ける。
- ・ ICT 端末による健康観察を実施している学校は、情報の管理に留意する。
- ・ 家庭における保護者が行う健康観察も、児童生徒等の心身の状況を把握する上で重要であることから、保護者にも児童生徒等の健康観察の視点等について周知を図り、理解と協力を得ていくことが重要である。

オ 健康観察の評価

学期ごとあるいは学年末に評価を行い、次年度の実施に生かすことが大切である。

<評価の観点（例）>

- ・ 健康観察の必要性について協力が得られたか。
- ・ 学級担任等による朝の健康観察は適切に行われているか。
- ・ 全教育活動を通じて実施されているか。
- ・ 健康観察の内容及び方法等は適切であったか。
- ・ 健康観察の集計・分析・報告は適切に行われているか。
- ・ 心身の健康課題の早期発見・早期対応に生かされているか。
- ・ 健康観察結果の事後措置（健康相談・保健指導等）は適切に行われたか。
- ・ 関係書類等は適切に保管しているか。
- ・ 児童生徒の自己管理能力の向上が図れたか。
- ・ 保護者等の理解や協力が得られたか。
- ・ 全職員の評価結果を次年度の計画に生かされたか。



『学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—』文部科学省（平成26年3月）

② 健康診断

ア 健康診断の法的位置付け

児童生徒等の健康診断は、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づいて行われる。

学校保健安全法第1条に、「この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」とされ、その保健管理の中核となるのが健康診断である。

具体的には、学校保健安全法第13条第1項で、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受けている学生を除く）の健康診断を行わなければならない」としている。また、事後措置について、同法14条において、「学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない」としている。

イ 健康診断の教育課程上の位置付けと健康診断の性格

健康診断は、学習指導要領の特別活動の学校行事における健康安全・体育的行事に位置付けられている。健康安全・体育的行事については、学習指導要領で、「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること」と示されている。

また、学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。

ウ 健康診断の意義

「児童生徒等及び職員の健康診断の目的を、健康の保持増進を図り、もつて、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する」としているのは、

- ・ 学校は、集団で教育を受ける場であり、一人一人及び集団の健康の保持が重要であること
- ・ 児童生徒等の健康が、学校教育における学習能率向上の基盤であること
- ・ 児童生徒等の健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ることが教育の目標であることなどを踏まえている。また、前述のように、健康診断は、児童生徒の教育を円滑に行うための保健管理的な側面だけでなく、児童生徒の生涯にわたっての健康な生活を目指して行う教育活動である。

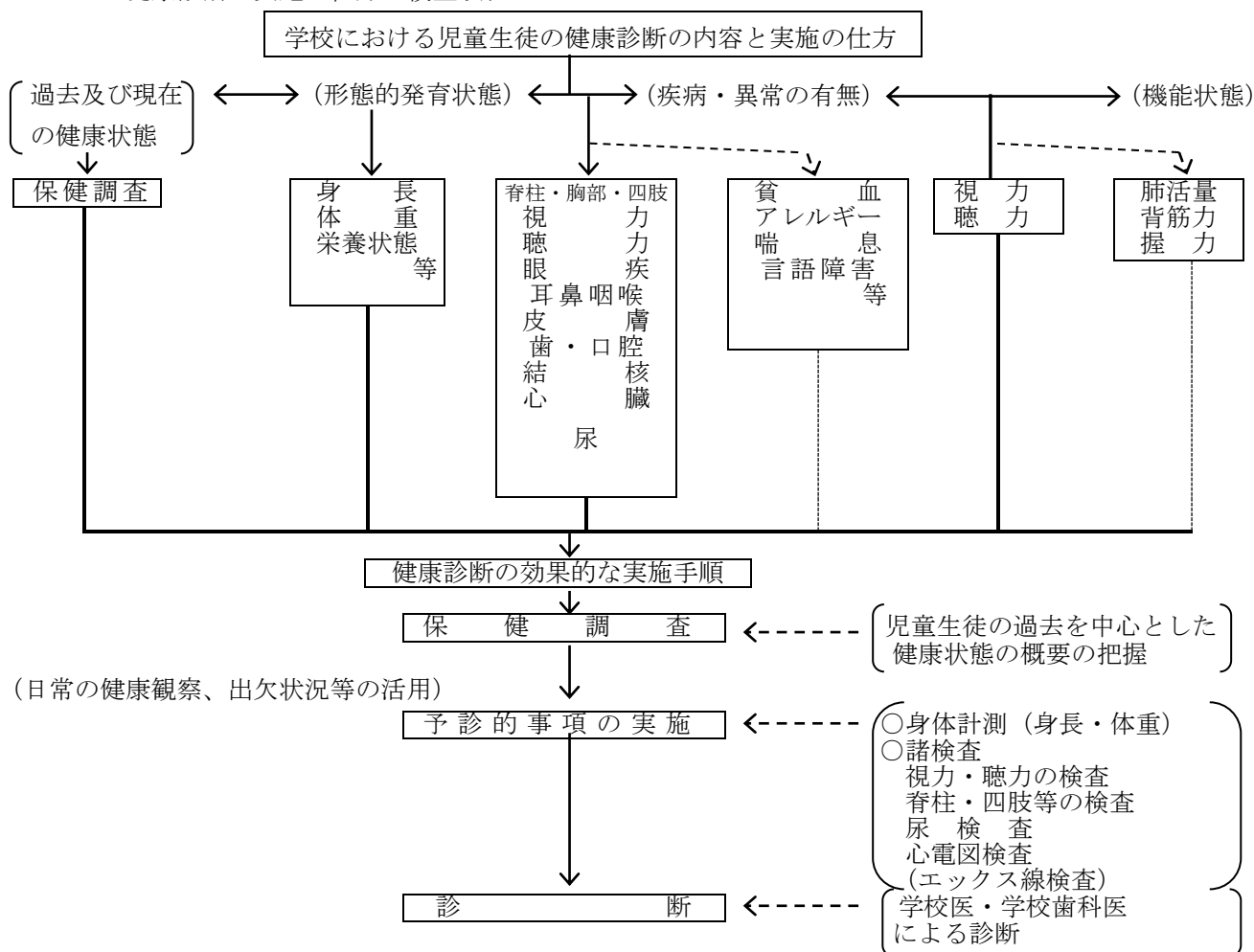
健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握し、評価を行うとともに、発育発達や疾病異常に関する現状や問題点を明らかにし、継続的な保健管理や健康相談、健康教育等を通して個人及び集団の課題解決に役立てるといふ重要な意義を有する。

エ 事前打合せ・事前指導

学校医や学校歯科医、検査機関等の関係者と健康診断の実施計画について事前に打合せを行い、検査等が適切に行われるようにする。

児童生徒等に対して、健康診断の意義や目的、保健情報等を含めた事前指導を行うことが大切である。また、保護者に対しても健康診断の趣旨や実施計画等について通知し、理解と協力を得ることが必要である。

オ 健康診断の実施の仕方と検査項目



カ 実施上の留意点

- ・ 検査の項目は、原則として、学校保健安全法施行規則に規定された項目について実施する。学校の判断でそれ以外の項目を加えて実施する場合には、健康診断の趣旨や目的に沿って設置者及び学校の責任で、その実施の目的と義務付けでないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する。
- ・ 検査等を実施する方法や役割分担、ついたてなどの者や人の配置などを工夫したり、補助や記録を児童生徒等にさせて他の児童生徒等に結果が知られたりすることなどないように、プライバシーの保護に十分配慮する。また、結果の処理や活用の際に、個人が特定される情報が外部に漏れないよう、健康診断票等の個人情報の管理に十分配慮する。
- ・ 診察や心電図検査等、衣服を脱いで実施するものは、全ての校種・学年で男女別に実施するなどの配慮をする。

キ 事後措置

- ・ 健康診断の結果、心身に疾病や異常が認められず、健康と認められる児童生徒等についても、事後措置として健康診断の結果を通知し、児童生徒等の健康の保持増進に役立てる必要がある。また、健康診断結果の通知は、健康診断終了後 21 日以内に、本人及び保護者に通知する。通知については、1 項目ごと又は終了した項目をまとめて通知するとともに、最後の項目である内科検診における総合評価後、全項目の結果を学校医の所見を含めて通知してもよい。
- ・ 健康診断終了後、結果を速やかにまとめ、全国、都道府県、市町村などの結果と比較する。
- ・ 健康診断終了後、個々の健康診断票に記録する。

定期健康診断の検査項目及び実施学年

(平成28年4月1日施行)

項目	検査・診察方法	発見される 疾病異常	幼稚園	小学校						中学校			高等学校			大学	
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年		
保健調査	アンケート		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身長			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体重			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栄養状態		栄養不良 肥満傾向 貧血等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
脊柱・胸郭 四肢 骨・関節		脊柱・胸郭、 四肢、骨・関 節の異常等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
視力	視力表 裸眼の者 眼鏡等をして いる者	裸眼視力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		矯正視力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		裸眼視力	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聴力	オーディオメータ	聴力障害	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	△	○	△	
眼の疾病及 び異常		感染性疾患、 その他の外眼 部疾患、眼位 等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耳鼻咽喉頭 疾患		耳・鼻・副鼻 腔疾患、口腔 咽喉頭疾患、 音声言語異常 等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
皮膚疾患		感染性皮膚疾 患、湿疹等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歯及び口腔 の疾患及び 異常		う歯・歯周疾 患、咬合状態 開口障害顎関 節雑音・発音 障害等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
結核	問診票をもとにした学校医 による診察	結核		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	エックス線撮影												○			○ 1学年 入学時	
	エックス線撮影 喀痰検査等				○	○	○	○	○	○	○	○					
	エックス線撮影 喀痰検査・聴診・打診													○			○
心臓の疾患 及び異常	臨床医学的検査 その他の検査	心臓の疾患、 異常	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	心電図検査		△	○	△	△	△	△	△	○	△	△	○	△	△	△	△
尿	試験紙法	蛋白等	○														△
		糖	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
その他の疾 病及び異常	臨床医学的検査 その他の検査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注) ○ ほぼ全員に実施されるもの
 ○ 必要時または必要者に実施されるもの
 △ 検査項目から除くことができるもの

③ 健康相談及び保健指導

ア 健康相談及び保健指導の法的位置付け

児童生徒等の心身の健康課題の多様化に伴い、問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応していくことが求められる中、学校保健法の一部改正が行われ、学校保健安全法により、養護教諭やその他の職員と相互に連携した、健康観察、健康相談、保健指導、学校と地域の医療機関等との連携などが位置付けられた。

学校保健安全法（H21.4.1 施行）

（健康相談）

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るように務めるものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

イ 健康相談の目的と重要性

健康相談と保健指導は明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して展開されるものであるが、学校における健康相談の目的は、児童生徒等の心身の健康に関する問題について、児童生徒等や保護者に対して、関係者が連携して相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくことである。

健康相談は、児童生徒等の発達に即して心身の健康課題を解決する過程において、自分自身で解決しようとする人間的な成長につながることから、健康の保持増進だけでなく教育的な意義も大きく、学校教育において重要な役割を担っている。

健康相談の対象者

- ・健康診断の結果、継続的な観察指導を必要とする者
- ・保健室等での児童生徒の対応を通して健康相談の必要性があると判断された者
- ・日常の健康観察の結果、継続的な観察指導を必要とする者
- ・健康相談を希望する者
- ・保護者等の依頼による者
- ・修学旅行、遠足、運動会、対外運動協議会等の学校行事に参加させる場合に必要と認めた者

健康相談のプロセス

- ・健康相談対象者の把握（相談の必要性の判断）

- ・課題の背景の把握
- ・支援方針・支援方法の検討
- ・実施・評価

健康相談の留意点

- ・学校保健計画に健康相談を位置付け、計画的に実施する。また、状況に応じて計画的に行われるものと随時行われるものがある。
- ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療的見地から行う健康相談・保健指導の場合は、事前の打合せを十分に行い、相談の結果について養護教諭、学級担任等と共通理解を図り、連携して支援を進めていくことが必要である。
- ・健康相談の実施について周知を図るとともに、児童生徒、保護者等が相談しやすい環境を整える。
- ・相談場所は、相談者のプライバシーが守られるように十分配慮する。
- ・継続支援が必要な者については、校内組織及び必要に応じて関係機関と連携して実施する。

ウ 健康相談における養護教諭の役割

○養護教諭が行う健康相談

学校保健安全法に養護教諭を中心として学級担任等が相互に連携して行う健康相談が明確に規定されるなど、個々の心身の健康課題の解決に向けて養護教諭の役割がますます大きくなっている。

養護教諭の職務については、中央教育審議会答申（平成20年1月）において、保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動の5項目に整理されている。健康相談が特出されていることは、単に個々の児童生徒の健康管理に留まらず、自己解決能力を育むなど児童生徒の健全な発育発達に大きく寄与しており、養護教諭の職務の中でも大きな位置を占めているとともに期待されている役割でもあるからである。

また、養護教諭は、職務の特質から児童生徒の心身の健康課題を発見しやすい立場にあることから、いじめや児童虐待などの早期発見、早期対応に果たす役割や、健康相談や保健指導の必要性の判断、受診の必要性の判断、医療機関などの地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターの役割などが求められている。

○養護教諭の職務の特質として挙げられる主な事項

- ・全校の児童生徒等を対象としており、入学時から経年的に成長・発達を見ることができる。
- ・活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき安心して話ができる場所である。
- ・健康診断、救急処置等を通して児童生徒等の健康状態を容易に把握でき、異常等を早期に発見しやすい。
- ・児童生徒等は、心の問題を言葉に表すことが難しく、身体症状として現れやすいため、問題を早期に発見しやすい。
- ・保健室頻回来室者、不登校傾向者、非行や性に関する問題など様々な問題を抱える児童生徒等と保健室で関わる機会が多い。
- ・職務の多くは、学級担任をはじめとする教職員、学校医等、保護者等との連携の下で遂行される。

エ 保健指導の目的

個別の保健指導の目的は、個々の児童生徒の心身の健康課題の解決に向けて、自分の健康課題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主性・実践的な態度の育成を図るために行われるものである。

保健指導の対象者

- ・健康診断の結果、保健指導を必要とする者
- ・保健室等での児童生徒の対応を通して、保健指導の必要性がある者
- ・日常の健康観察の結果、保健指導を必要とする者
- ・心身の健康に課題を抱えている者
- ・健康生活の実践に関して課題を抱えている者
- ・その他

保健指導のプロセス

- ・保健指導対象者の把握（保健指導の必要性の判断）
- ・健康課題の把握と保健指導の目標の設定
- ・指導方針・指導計画の作成と役割分担
- ・実施・評価

保健指導実施上の留意点

- ・指導の目的を確認し、発達断簡に即した指導内容に努め、学級担任等との共通理解を図っておくことが大切である。
- ・家庭や地域社会との連携を図りながら実施する。
- ・教科等及び特別活動の保健の指導と関連を図っていくことが重要である。

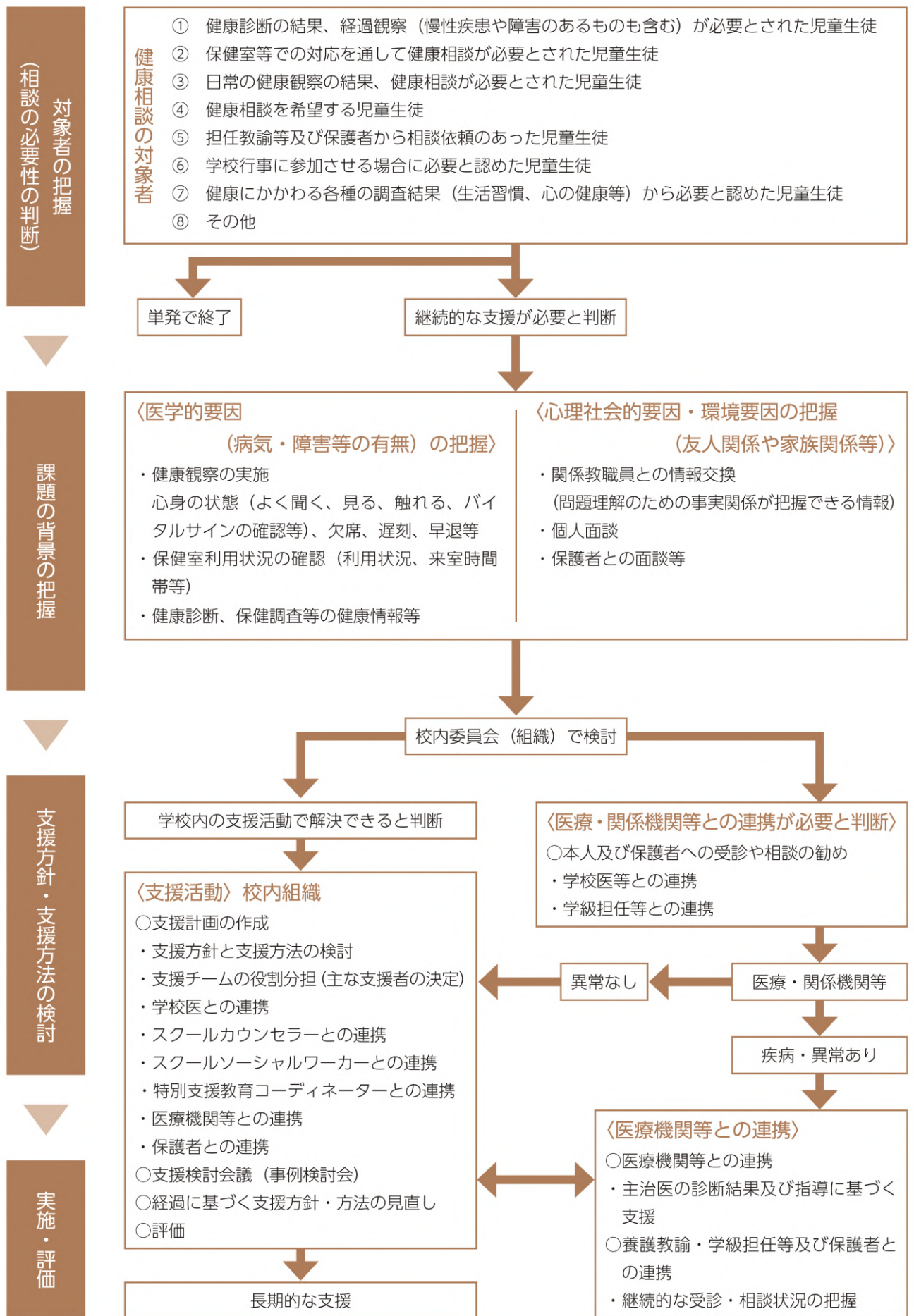
養護教諭・学級担任等が行う保健指導

学校保健安全法では、近年、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患の増加等の現代的な健康課題に対して、学校が適切に対応することが求められていることを踏まえ、健康相談又は日常的な観察により健康上の問題があると認めるときは、養護教諭その他の教職員が相互に連携して保健指導を行うことが規定されている。

オ 心の健康課題の現状と課題

近年、自然災害や事件・事故等が発生しており、児童生徒等の心のケアが深刻な課題となっていることから、普段からの取組が必要である。心のケアは、その重要性から学校保健安全法に新たに位置付けられ、各学校においては、心のケアを危機管理の一環として位置付け、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に記載が求められている。心のケアの実施に当たっては、専門的な立場から職員や保護者等への啓発等、養護教諭には指導的な役割が求められる。

図 学校における健康相談の基本的なプロセス



新養護概説〈第12版〉 少年写真新聞社2022 一部改変

教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引（令和3年度改訂）

④ 疾病管理

社会環境の変化は児童生徒を取り巻く生活環境や生活様式を大きく変化させ、健康問題にも様々な変化をもたらしてきている。たとえば、食生活の変化による肥満傾向の児童生徒の増加、生活リズムの乱れやストレスによる心身の不調を訴える児童生徒の増加、アレルギー疾患をもつ児童生徒の増加、また、歯肉炎や、歯列・咬合異常等を含めた歯・口の疾病異常をもつ児童生徒の増加、視力低下の児童生徒の増加等、枚挙にいとまがない。

疾病管理の目的は、保健調査、健康診断、健康観察、健康相談等により、疾病に罹患している児童生徒等の早期受診や早期の回復、治療への支援を行うとともに、運動や授業などへの参加の制限を最小限に止め、可能な限り教育活動に参加できるよう配慮することにより、安心して学校生活を送ることができるよう支援することである。

したがって、次のような点に留意して、疾病管理に努めることが必要である。

- ・保護者・主治医・学校医・学級担任・教科担任等との緊密な連携が必要であるとともに、救急体制にも万全を期しておく。
- ・保護者の了解を得て、主治医との連携を図る。疾病の内容、病状、使用している薬剤等について、主治医からの情報とアドバイスを受けるなどして、適切な管理が行えるようにする。
- ・自己の疾病や生活管理の必要性を理解できるよう指導するとともに、全教職員の共通理解を図る。
- ・同級生等が疾病等について正しく理解し、偏見や差別をしないよう指導しておく。その際、本人と保護者の理解を得て、プライバシーを侵害しないように配慮しながら行う。

【対応を必要とする主な疾病異常】

疾病名	学校における配慮事項
◆歯・口の疾病異常 う歯（むし歯） 歯周疾患 歯列の状態 顎関節の状態 CO要相談 要観察歯（CO） 要観察歯周疾患（GO）、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる健康づくりの基礎を培うという観点で進める。 ・保健指導の充実が大切である。 ○小学校においては歯周疾患、発達の段階に即した歯みがきの到達目標、歯みがきを課題の解決的な活動や発表ととらえる。 ○中学校においては、歯や口の中の課題を解決し、毎日の生活に生かすことができる。 ○高等学校においては歯や口の課題を解決し、選んで健康によい生活行動が実践できる。 ・適切なブラッシングとともに、食習慣、咬合状態等の関連が強いので十分観察した指導が大切である。 ・家庭や地域と連携して進める。
◆視力異常 屈折異常 （遠視、近視、乱視） 不同視	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の目の健康について関心をもたせるとともに保護者へも啓発する。 ・日常点検や日常の生活指導が大切である。 ○校舎内外の環境整備、照明、採光、机と椅子の適合、黒板の管理や文字の大きさ、チョークの色、正しい姿勢、パソコンやテレビ、ビデオなどの扱い、筆記用具等の精選、1.0未満の児童生徒には、日常の健康観察とあわせて、専門医の早めの受診を勧める。
◆肥満及びやせ	<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活習慣の確立とその必要性の自覚が大切である。 ○適度な運動の習慣とバランスのとれた食習慣を身に付けさせる。 ・ストレスの除去と家族や友達関係の調整にも留意する。
◆脊柱側弯	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活においてよい姿勢に心がけさせる。
◆アレルギー性疾患 アトピー性皮膚炎、 アレルギー性結膜炎・ 鼻炎、喘息等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活管理指導表の確認と教職員の共通理解、家庭及び主治医との連携が重要である。 ・学校環境の整備と学級指導などによる周囲への理解に努める。 ・喘息の発作やアナフィラキシー等に備えての対応と職員の体制を整備しておく。 ※学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン及び要約版を参照
◆耳鼻咽喉頭疾患 難聴 中耳炎	<ul style="list-style-type: none"> ・聴力検査や健康観察等による早期発見と早期治療の徹底を図る。 ・日常的な注意喚起による予防が大切である。（ヘッドホン難聴等に注意） ・口腔・咽頭の清潔を保つ。
◆心臓疾患・ 腎臓疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活管理指導表の確認と教職員の共通理解、家庭及び主治医との連携が重要である。
◆心因性疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席調査、健康観察等、日常の注意深い観察等により問題傾向を早期発見し、原因究明に努め、関係者と連絡を取り合って解決を図る。正しい情報と保護者、関係者と連携する。
◆結核	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の健康観察等による早期発見と早期受診の徹底を図る。また、地域施設等との交流を図る際には事前に情報交換を図る。

⑤ 感染症予防

ア 学校における感染症予防の意義

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、学校保健安全法では、感染症の予防のため、出席停止（第 19 条）等の措置を講じることとされており、学校保健安全法施行令では、校長が出席停止の指示を行うこと（第 6 条第 1 項）、出席停止の期間は省令で定める基準によること（第 6 条第 2 項）等が規定されている。

イ 学校における感染症の経緯

感染症の予防に関しては、廃止前の伝染病予防法をはじめとして、感染症の予防に関して規定する法律があり、これらの法律は、当然学校にも適用される。しかし、学校における保健管理を考慮し、特に留意する必要がある感染症については、他の感染症の予防に関して規定する法律の規定に加えて学校保健法（昭和 33 年制定）で定められ、改正後は学校保健安全法（平成 21 年 4 月 1 日施行）で定められている。

他方、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るために、平成 10 年 10 月 2 日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）（平成 11 年 4 月 1 日施行）が制定され、感染症の類型に応じて入院等の措置が講じられることとなった。（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律は廃止された。）

そのため、文部省では、学校保健法で規定されている伝染病の予防について見直し等を行い、平成 10 年 12 月に学校保健法施行規則の一部改正を行った。（平成 11 年 4 月 1 日施行）

<改正内容>

- (ア) 学校において予防すべき感染症の種類について、最近の保健医療及び児童生徒の伝染病の罹患の実態に応じ、
- ・ 「第一種」の感染症を「感染症法」に規定する「一類感染症」及び「二類感染症」のもの
 - ・ 「第二種」の感染症を空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの
 - ・ 「第三種」の感染症を学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるものとしたこと。
- (イ) 出席停止の期間の基準について
- ・ 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
 - ・ 第二種の感染症（結核を除く。）にかかった者については、それぞれの感染症ごとに定めた出席停止の期間であるが、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
 - ・ 第三種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでとしたこと。
- (ウ) 感染症の予防に関する細目について、患者の使用する座席等の消毒等の予防措置を削除したこと。

ウ 対応のあり方

(ア) 校内体制等の確認

日頃から、校内体制の確認等を十分行っておく必要がある。中でも出席停止、消毒等の措置は校長の権限において行うことになっており、校長のリーダーシップの下、全教員の参画による共通理解を図っておくことが求められる。

発生防止の留意点

- ・ 児童生徒の健康状態の異常を早期に発見し速やかに措置を講じる。
- ・ 日常から欠席の状況に留意している。
- ・ 家庭への啓発を十分にしておく（無理に登校させない、診断結果を速やかに連絡するなど）
- ・ 地域の発生や流行状況に注意し、状況把握をする。
- ・ 調理実習等では、手洗いや手の傷等に気を付けて行う。
- ・ 学校環境衛生管理を強化徹底する。

発生時の留意点

- ・ 連絡と報告は早めに行い、今後の対策を考える。
- ・ 事後措置と予防措置に万全を期す。（出席停止、臨時休業、消毒、臨時健康診断等の実施及び対策委員会、臨時学校保健委員会等の開催）
- ・ 患者の発生状況を保護者、その他関係方面へ周知を図り協力を求める。
- ・ 発生原因を究明し、原因を除去する。
- ・ 健康観察、保健に関する指導を徹底、強化する。

(イ) 保健教育の充実

児童生徒等に対して、平常時から手洗いや咳エチケット、バランスのとれた食事、運動、規則正しい生活等、健康な生活習慣の実践に向けての指導を充実させる。また、差別や偏見が生じることのないよう、正しい知識や態度を身に付けることが重要である。

(ウ) 報告を確実に行う。

報告については、「感染症・食中毒発生時の措置について」(図 保-2)に基づき、確実にを行う。

◆平成 24 年 4 月 1 日に学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布され同日施行された。

<改正の概要>

○感染症の予防方法について

髄膜炎菌性髄膜炎を、学校において予防すべき感染症のうち第二種感染症に追加し、その出席停止の期間の基準を「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」とするとともに、インフルエンザ等の出席停止の期間の基準を次のとおり改めたこと。

- ・ インフルエンザ：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
- ・ 百日咳：特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・ 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

○ 麻しん対策について

麻しん対策については、各学校（園）において、「学校における麻しん対策ガイドライン第2版」（平成30年2月作成：国立感染症研究所感染症疫学センター 監修：文部科学省・厚生労働省。以下「ガイドライン」という。）に基づき、適切に対応する。

麻しん患者が一例でも発生した場合に、積極的疫学調査の実施や、周囲の感受性者に対して予防接種を推奨することも含めた対応を強化することが必要である。

・麻しん風しん（MR）混合性ワクチンとして、1歳時に第1期接種、小学校入学前1年間（年長児）に第2期定期接種（2006年度より）。空気感染もするため、学校などの集団の場では、1名が発症した場合、速やかに発病者周辺の児童等の予防接種歴を聴取し、感染拡大防止策をとる。

麻しんは、学校保健安全法施行規則第18条において「学校において予防すべき感染症」と規定されているなど、学校における適切な感染症対策が強く望まれている感染症の一つであることから、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成24年12月厚生労働省）の改正事項も踏まえ、引き続き「ガイドライン」に基づき、次の事項について適切な対応を行うこと。

1 就学時健康診断における予防接種歴の確認及び接種勧奨

学校保健安全法第11条に規定する健康診断（就学時健診）の機会を利用し、定期の予防接種の対象者のり患歴及び予防接種歴を、原則として母子健康手帳や予防接種済証をもって確認し、未り患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種していない者に接種勧奨を行う。

2 児童生徒の健康診断における予防接種歴の確認及び接種の推奨

学校保健安全法第13条に規定する児童生徒等の健康診断等の機会を利用して、学校の児童生徒等のり患歴及び予防接種歴の確認並びに未り患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種していない者に対する予防接種を推奨する。

3 職員の健康診断における予防接種歴の確認及び接種の推奨

学校の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。そのため、学校保健安全法第15条に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、職員のり患歴及び予防接種歴の確認並びに未り患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種していない者に対する予防接種を推奨する。

4 外国へ修学旅行する際の対応

学校で外国へ修学旅行する際に、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行う。

○ 腸管出血性大腸菌感染症、感染性胃腸炎の取り扱いについて（※患者の人権に十分配慮する）

- 1 腹痛、下痢、血便などの症状がなく、検便の結果、病原体が検出された場合、校長は保護者、学校医等から児童生徒の身体の症状を正確に把握する。
- 2 嘔吐物等は、次亜塩素酸ナトリウムを用いてf教職員で適切に処理すること。また、便所、ドアノブ、蛇口など、手指の触れる場所についても次亜塩素酸ナトリウム等で消毒を行う。
- 3 腹痛、下痢、血便などの症状がある場合、病原体の検出の有無に関わらずできるだけ早く医療機関を受診させて、主治医や学校医等の指示に従う。その結果、出席停止の措置をとった場合の具体的な出席停止の期間は、主治医や学校医等の診断に従う。なお、その場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として処理する。この場合には、授業日数から出席停止の日数を差し引いたものが「出席しなければならない日数」とされていること。
- 4 万一学校において、腸管出血性大腸菌感染症や感染性胃腸炎の集団感染が発生した場合には、臨時休業するかどうかは設置者において、学校長、学校医等と相談の上、適切に対応する。

○ 新型コロナウイルス感染症について

<これまでの経緯>

年月【流行株】	全 国	富 山 県	県立学校
R1 年度		R2.1/16 国内初の新型コロナ患者を確認 2/1 新型コロナを感染症法における「指定感染症」に指定 2/17 政府は全国の学校に臨時休業を要請	
	第1波 R2.3月 ～6月		R2.3/30 県内初の新型コロナ患者を確認 R2.3/2 臨時休業の決定 (～3/24)
R2 年度		4/7 緊急事態宣言（7都道府県） 4/16 国の緊急事態宣言が全都道府県に拡大	4/7 臨時休業の決定 (入学式翌日～2週間) 4/17 延長の決定(～5/6) 4/28 再延長の決定 (～5/31)
		5/4 緊急事態宣言延長 5/25 緊急事態宣言終了	5/14 緊急事態宣言措置の対象外となる 5/18 分散登校開始(高校) 5/25 分散登校開始(特校) 6/1 学校再開
	第2波 R2.7月 ～9月		最高13人/日(8/26)
	第3波 R2.10月 ～R3.2月		最高38人/日(1/6)
	第4波 R3.3月 ～6月 【アルファ株】	R3.2/3 新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法の改正法案が成立・公布 2/13 上記法施行、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更 4/5 まん延防止等重点措置	最高49人/日(5/22)
R3 年度	第5波 R3.7月 ～9月 【デルタ株】		R3.8/20 「まん延防止等重点措置」適用(富山市が措置区域) 9/12 まん延防止等重点措置が終了 最高140人/日(8/17) R3.8/25 夏季休業の延長決定(～9/12) 9/13 2学期始業
	第6波 R4.1月 ～5月 【オミクロン株】	R4.3/21 まん延防止等重点措置終了	最高628人/日(3/2)
R4 年度	第7波 R4.7月 ～9月 【オミクロン株】		最高2,891人/日(8/19)
	第8波 R4.10月 ～R5.2月 【オミクロン株】	R5.1/27 新型コロナ対策本部にて、5/8～感染症法の位置付けを「5類感染症」に変更を決定	最高1,995人/日(12/13)
R5 年度	R5.4/28 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令公布(R5.5/8から施行) ・新型コロナの第二種の感染症への追加 ・新型コロナに係る出席停止の期間の基準の設定 「治癒するまで」→「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」		

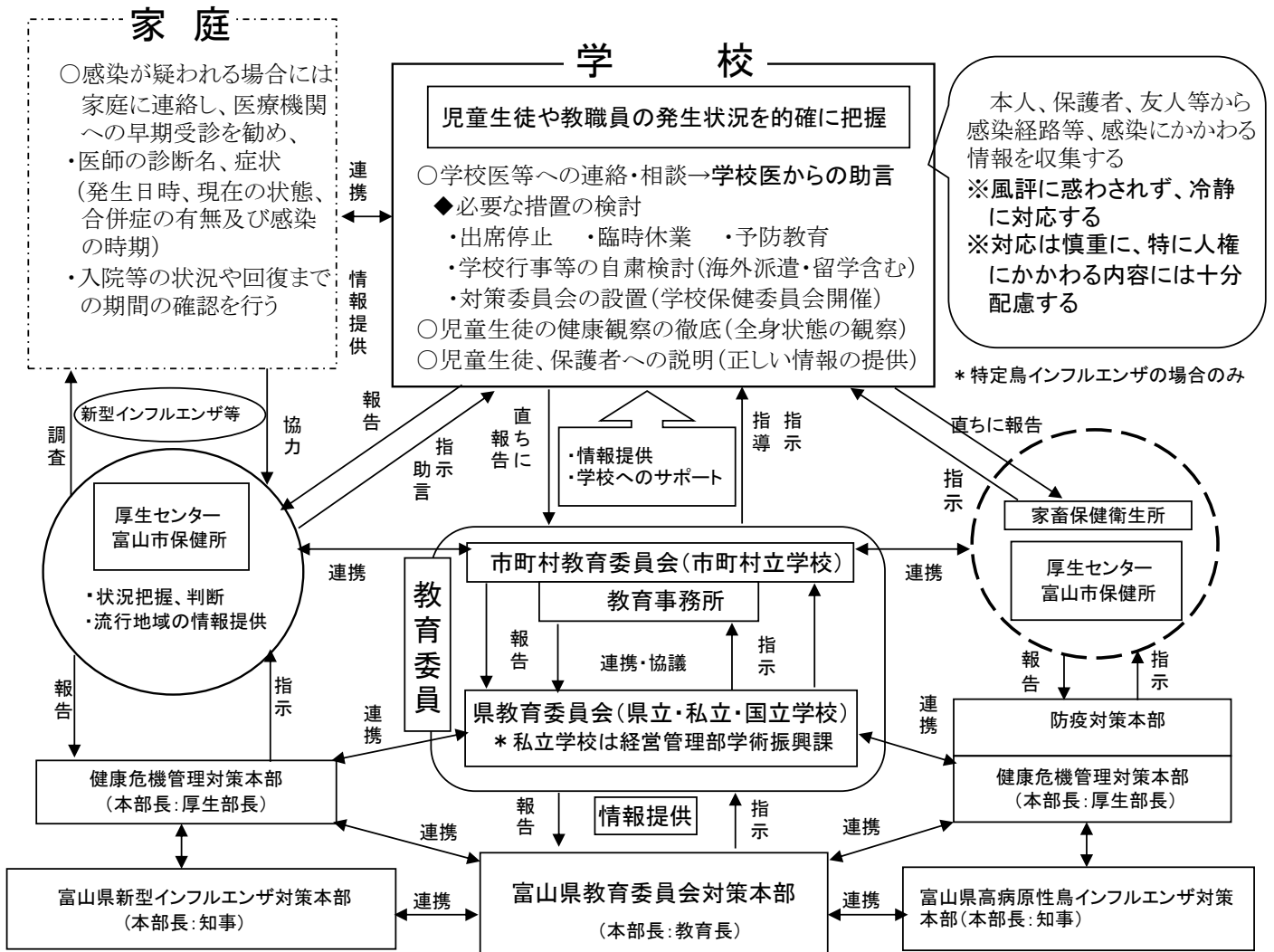
注：本表において、新型コロナウイルス感染症を「新型コロナ」と記載

<学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について>

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、「家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握」「適切な換気の確保」「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となる。また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ない。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられる。

(R5.4.28 付け通知文「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」より抜粋)

新型インフルエンザ及び特定鳥インフルエンザ等における対応について



■ 新型インフルエンザに感染した場合 (もしくは感染の疑いがある場合)

* 新型インフルエンザ等感染症は、学校において予防すべき第一種の感染症である。(学校保健安全法施行規則第十八条第二項)

■ 特定鳥インフルエンザの場合

1 野鳥の死亡・衰弱を発見した場合

野鳥の死亡・衰弱を発見した場合、富山県のホームページに対応方法等を掲載しておりますので、確認のうえ、対応をお願いします。

【掲載場所】富山県公式ウェブサイト>くらし・健康・教育>環境・自然>自然・野生生物>野生生物>野鳥>野鳥における高病原性鳥インフルエンザについて

2 学校で飼育している鳥がいる場合

学校で飼育している鳥がいる場合、所管の県家畜保健衛生所から学校あてに案内が送られています。飼育している鳥に異常を発見した場合は、速やかに所管の家畜保健衛生所へ連絡してください。

3 発生時の連絡・報告

1・2の発生時の連絡については、下記により、まずは、電話で第一報を報告し、様式1により、FAX等により必要な機関へ連絡してください。

発生後の対処及び状況については、様式2により報告願います。(様式は、保・資料11)

<発生報告の流れ>

- 市町村立学校 →市町村教育委員会→管轄教育事務所→県保健体育課食育安全担当
- 県立・国立学校→県保健体育課食育安全担当
- 私立学校 →経営管理部学術振興課私学振興係

<連絡先一覧>

* 東部家畜保健衛生所	TEL:076-479-1106	FAX:076-479-1140	
* 西部家畜保健衛生所	TEL:0763-33-2315	FAX:0763-33-6320	
* 県厚生センター・富山市保健所	TEL:	FAX:	(各校で記入)
* 市町村教育委員会	TEL:	FAX:	(各校で記入)
* 県教育委員会保健体育課	TEL:076-444-3445	FAX:076-444-4436	

感染症・食中毒発生時の措置について

	学 校	地教委	教 育 事 務 所	県教委 保健 体育課	学振 私学 振興係
初 発 時	[A] 第一種の感染症、結核、腸管出血性大腸菌感染症、食中毒(個別・集団)、集団感染(疑い)の発生の場合 (1) 電話報告 ※まずは、学校医、地教委、管轄厚生センター(保健所)に第一報を入れる。 (2) 報告書提出 ※「感染症・食中毒(疑)発生の状況報告(速報)」を提出 ※学校給食に起因する集団食中毒の場合(別紙4-1)	公立幼・小・中学校 県・国立学校 私立学校(園)	→ FAX → FAX →	→ FAX → FAX FAX又はメール	→ FAX
	[B] 第二種(結核を除く)・第三種(腸管出血性大腸菌感染症を除く) (1) 電話報告 ※初発報告のみ。通常みられない感染拡大がみられる場合は、 [A] の「電話報告」「状況報告(速報)」の対応を行う。	公立幼・小・中学校 県・国立学校 私立学校(園)	→ ※状況に応じて(→) →	→	→
経 過 措 置	[A]・[B] ○指導・消毒等を行う[発生時の留意点 参照] ○臨時休業(法第20条) ※措置をとる場合は速やかに報告 (1) 電話報告	公立幼・小・中学校 県・国立学校 私立学校(園)	→	→	→
	(2) 報告(様式5)をFAXで送付 ※学級閉鎖等の報告(インフルエンザ以外も同様) ※厚生センター(保健所)へもFAXで報告する。	公立幼・小・中学校 県・国立学校 私立学校(園)	FAX → FAX →	FAX → FAX FAX	FAX
	(3) 臨時休業届 実施後速やかに提出	公立幼・小・中学校 県立学校 私立学校(園)	1部 →	→	1部 →
終 息 時 (完 了) 報 告 等	[A] 第一種の感染症、結核、腸管出血性大腸菌感染症、食中毒(個別・集団)、集団感染(疑い)の発生の場合 (1) 電話報告 (2) 報告書を提出 ※終息後速やかに様式1を提出 ※学校給食に起因する集団食中毒の場合(別紙4-2)	公立幼・小・中学校 県・国立学校 私立学校(園)	→ 3部 → 2部 →	→ 1部 1部	→ 1部
定 期 報 告	[A]・[B] ※翌月5日(学期末は月末)までに学校分をまとめて報告 ○出席停止(法第19条) 出席停止の報告 ○報告書(様式2)、県立学校は(様式2(2))を提出 ※感染が判明した月で計上することを基本とする。 ○出席停止期間等の報告(※地教委の指示に従う)	公立幼・小・中学校 県・国立学校 私立学校(園)	3部 → 2部 1部 →	1部 1部	1部

※厚生センター(保健所)からの指導や学校での措置については、記録を残しておく。

<学校において予防すべき感染症>

- (第一種) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)&及び特定鳥インフルエンザ(感染症法第6条第3項第6号に規定する特定取インフルエンザをいう。)
- (第二種) インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- (第三種) コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

学校において予防すべき感染症一覧

感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第 18 条)		出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 19 条)
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎 (ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
指定感染症及び新感染症		
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日 (幼児にあっては 3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発しんが痂痂化 (かさぶた) するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎 菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる
	感染性胃腸炎	
	サルモネラ感染症	
	カンピロバクター感染症	
	マイコプラズマ感染症	
	インフルエンザ菌感染症	
	肺炎球菌感染症	
	溶連菌感染症	
	伝染性紅斑 (りんご病)	
	R S ウイルス感染症	
E B ウイルス感染症		
単純ヘルペスウイルス感染症		
帯状疱疹		
手足口病		
ヘルパンギーナ		
A 型肝炎、B 型肝炎		
伝染性膿痂疹 (とびひ)		
伝染性軟属腫 (水いぼ)		
アタマジラミ症		
疥癬 (かいせん)		
皮膚真菌症 など		

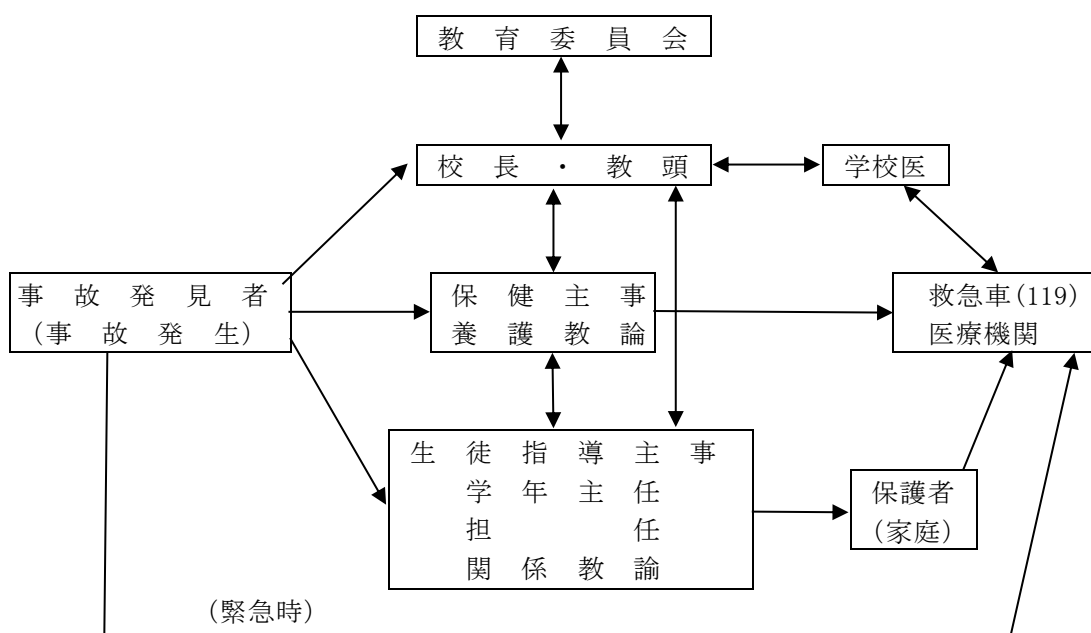
学校保健安全法施行規則 (令和 5 年 5 月 8 日から施行) を基に作成

⑥ 救急処置

ア 学校における救急処置の意義

救急処置は学校における保健管理活動の中で重要な仕事であり、児童生徒に関わる全教職員が役割を分担して行う実践活動である。それとともに、その原因が児童生徒の生活行動にあるのか、学校の環境にあるのか検討し、原因を取り除くよう努めたり、問題点を見極めたりするための、校内全体の安全対策と安全教育が総合的に機能するような体制づくりが必要である。

イ 医療行為の必要な事故が発生した場合の連絡網（例）



ウ 重症度の判断基準

下記の症状がある場合、重大な疾患の疑いがあるので特に注意が必要である。

下記の症状がある時は危険な徴候である。救急車を呼び医療機関での緊急な処置が重要課題となる。

重症度の判断基準

- 1 呼吸促迫（呼吸困難）のあるとき
- 2 顔面蒼白又はチアノーゼの認められるとき
- 3 嘔吐の持続するとき
- 4 めまいの持続するとき
- 5 意識が障害されてきたとき
- 6 悪寒が発来してきたとき
- 7 強度の発汗の認められるとき
- 8 苦悶・狂躁状態の認められるとき
- 9 尿・大便の失禁のおこってきたとき
- 10 変形が認められるとき
- 11 急速な脱力状態が認められるとき
- 12 瞳孔の異常（散大・変形・左右不同）が認められるとき

緊急時の判断基準

- 1 意識喪失の持続するもの
- 2 ショック症状の持続するもの
- 3 けいれんの持続するもの
- 4 激痛の持続するもの
- 5 多量の出血を伴うもの
- 6 骨の変形をおこしたもの
- 7 大きな開放創をもつもの
- 8 広範囲の火傷をうけたもの

（杉浦守邦 救急養護学序説 参考）

エ 留意点

- ・ 傷病者の生命の救助を第一とし、臨機応変に対応する。
- ・ 適切な応急処置、救急体制がとれるように全教職員に周知しておく。
- ・ 緊急時の判断基準によっては、心肺蘇生法を施す。
- ・ 必要に応じ、学校医の指示を受ける。
- ・ 搬送はタクシーを原則とし、傷病の程度が重く急を要する場合、また医師の指示を受けた場合は救急車とする。
- ・ 平素より、事故発生時の緊急連絡網、児童生徒の緊急連絡先を整備しておく。
- ・ 保護者への連絡は、予測や推測を交えず、事実を正確に伝える。
- ・ 傷病者を保護者に引き渡すまでは付き添い、看護にあたる。
- ・ 事故発生状況を詳しく調査する。
- ・ 事故発生からの対応を、時間を追って記録しておく。
- ・ 事故の程度によって、校長を含めて校内の緊急対策班等を編成し、傷病者や保護者に対して誠意をもって対処する。
- ・ 事故に関する外部からの問い合わせや取材等に対しては、校内で責任者を決め、窓口の一本化を図る。
- ・ 災害共済給付について十分理解し、保護者に説明しておく。

オ 日々の教育実践での配慮

- ・ 安全教育は全職員が計画的、組織的に行う。
- ・ 校舎内外等の日常点検は、継続して行う。
- ・ 事故発生原因や発生後の措置等について問題点を明確にし、類似の事故再発生防止と安全管理、安全に関する指導の徹底を図る。

(2) 対物管理

① 学校環境衛生の法的根拠

学校における環境衛生の基準については、文部科学省の行政指導として通知によりその基準が示されていたが、学校保健安全法（平成21年4月1日施行）により、法律に盛り込まれた。

学校保健安全法(平成21年4月1日施行)

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

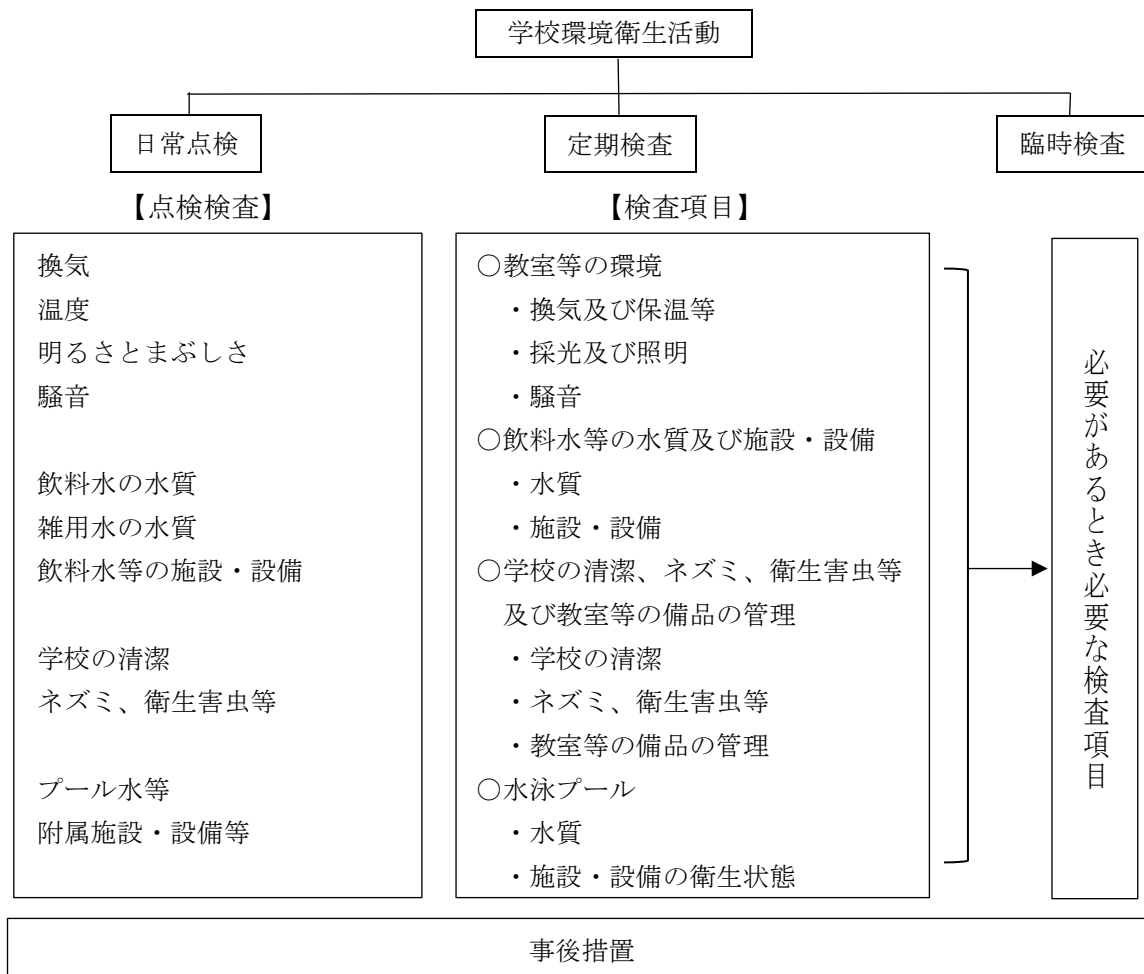
② 学校環境衛生活動とは

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、環境衛生検査について計画（以下「学校保健計画」という）を策定し、これを実施しなければならないとされている。環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならないとされており、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとされている。校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときには、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされている。

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医及び学校薬剤師を含む。以下同じ。）が児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

学校環境衛生活動を適切に推進していくためには、学校関係者がそれぞれの責務を認識し、協力していくことが大切である。

③ 学校環境衛生活動の内容



○ 定期検査

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的に、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて事後措置を講ずるためのものである。検査の実施に当たっては、その内容により、学校薬剤師が自ら行う、学校薬剤師の指導助言の下に教職員が行う、又は学校薬剤師と相談の上で外部の検査機関に依頼することなどが考えられるが、いずれの場合においても各学校における検査の実施については校長の責任のもと、確実に実施しなければならない。

○ 日常点検

日常点検は、点検すべき事項について、毎授業日の授業開始時、授業中、又は授業終了時等において主として官能法によりその環境を点検し、その点検結果を定期検査や臨時検査に活用したり、必要に応じて事後措置を講じたりするためのものである。各教室の環境については学級担任の役割とするなど、校務分掌等に基づき教職員の役割を明確にした上で、確実に実施する必要がある。

学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生活動を行うことも考えられる。

○ 臨時検査

臨時検査は、下記に示すような場合、必要に応じて検査を行うものである。なお、臨時検査を行う場合、定期検査に準じた方法で行う。

- ・ 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- ・ 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- ・ 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。

4 学校保健委員会

学校保健委員会は、学校における健康の課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織である。したがって、様々な健康課題に対処するため、家庭、地域等の教育力を充実する観点から、学校と家庭、地域を結ぶ組織として学校保健委員会を機能させる必要がある。

さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して、地域の子供たちの健康問題の協議等を行うため、地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが必要である。

(1) 学校保健委員会を設ける法的根拠

学校保健委員会は、昭和 33 年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられた。また、昭和 47 年 12 月と平成 9 年 9 月の保健体育審議会答申において、学校保健委員会の運営の強化の必要性について改めて提言されている。さらに、平成 20 年 1 月中央教育審議会答申において、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動を展開するために学校保健委員会の活性化を図っていく必要があると提言されている。

(2) 組織と運営

学校保健委員会の構成員は、校長、関係教職員をはじめ保護者や地域の保健関係者、児童生徒等、学校や地域の実情に応じて決められている。したがって、学校保健委員会の組織も固定的、画一的に捉えるのではなく、学校が当面している健康課題の解決を目指すなど、より機能的な組織となるよう考え、その年度の方針に即して弾力的なものにすることが大切である。学校保健委員会は学校と家庭・地域を結ぶ機会であり、保健主事が中心となり企画・運営に当たるようにする。企画に当たっては、議題選びが重要となる。議題の選び方については、できるだけ具体的な議題に絞り、現状の課題を捉え、その解決のための協議を行うようにする。

《 学校保健委員会（構成例） 》



(3) 運営の手順

学校の実情により運営方法にはそれぞれ違いはあるが、児童生徒等の健康の保持増進や心身の健康課題が学校保健委員会で話し合われ、解決の方向に動き出すような運営に心がけることが必要である。

学校保健委員会が、学校保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な保健活動につながるよう、その活性化を図っていくことが大切である。

そのためには、保健主事は、人、整備・用具、経費、情報などの各要素を調達・活用し、企画力、リーダーシップを発揮して運営する。

《 学校保健委員会の運営の手順例 》

	活動事項	運営のポイント
年度当初	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健計画への明確な位置付け 運営委員会・職員会議への提案 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度どのようなことが検討され、児童生徒の健康づくりにどんなことが生かされたかを明確にする。 今年度のテーマは何にするかを検討する。 教育目標達成に機能する内容である。
準備	<ul style="list-style-type: none"> 期日の決定 	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ多くの委員が参加できる日を選ぶ。
	<ul style="list-style-type: none"> 議題の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年の反省に基づき、本校の課題を探りその解決の方向を見い出せる議題の設定に心がける。
	<ul style="list-style-type: none"> 学校医・学校歯科医・学校薬剤師への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ話し合う議題や資料を示し、専門的な立場からの助言を依頼する。
	<ul style="list-style-type: none"> 開催通知の発送 	<ul style="list-style-type: none"> 議題に即した構成メンバーを考える。 事前に話し合うテーマや資料等を示し、各立場からの意見や質問、感想等を発言してもらうように打合せをする。
実施	<ul style="list-style-type: none"> 運営の役割分担を決定、司会記録、進行、会場準備、資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> 運営上の役割は校内教職員だけでなく、保護者等からも選出する。
	<ul style="list-style-type: none"> 資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> 見やすく、具体的で効果のある資料作成を心がける。
事後の活動	<ul style="list-style-type: none"> 会場の設営 	<ul style="list-style-type: none"> 参加人数に合った会場の設営をする。 出席者の顔が互いに見えるような座席の配置にする。 会の雰囲気を盛り上げるために花を飾ったり壁面を利用したりして関係資料を掲示する。
	<ul style="list-style-type: none"> 提案、報告、発表 	<ul style="list-style-type: none"> 短い時間で簡潔に提案や報告を行い、特に着目したい事項については、資料等の活用により説明する。 提案や説明を分かりやすく、説明の時間を短縮するために視聴覚機器を活用する。
事後の活動	<ul style="list-style-type: none"> 記録の整理と報告 全教職員 保護者 児童生徒 	<ul style="list-style-type: none"> 検討事項は早くまとめ、全教職員に報告するとともに保健だより等を通して全家庭に知らせる。 提案された事項の解決策が示されたら、学校として実行可能なことは随時実行に移す。 P T A活動で更に協議・実行を依頼する。 児童生徒会活動を通して実践する。
	<ul style="list-style-type: none"> 反省と評価 反省用紙の作成と集計 	<ul style="list-style-type: none"> 会の運営に関する反省と評価を実施し、次年度への活動に生かす。 出席した保護者や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等から反省や感想をよせてもらう。

5 学校における食物アレルギー対応について

【学校における食物アレルギー対応指針〈富山県版〉平成29年2月 富山県教育委員会発行】

(1) 食物アレルギー対応の基本

食物アレルギーを有する児童生徒等が他の児童生徒等と同じように学校生活を安全に安心して過ごすためには、各学校の状況に応じ、その児童生徒等の視点に立って対応するとともに、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急時対応などを行うことが重要です。

このため、教育委員会や学校においては、以下に示した「食物アレルギー対応 三つの柱」を踏まえ、学校給食等における食物アレルギーの対応を組織的に進める必要があります。

食物アレルギー対応 三つの柱

目標

食物アレルギーを有する児童生徒等が、学校生活を安全に安心して過ごすことができ、かつ自己管理能力を高めることができる

正確な情報の把握・共有 アレルギー疾患の理解

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省）、特に「学校生活管理指導表」の活用の徹底

- すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解する。
- 学校生活管理指導表の提出を必須とし、対象者を限定する。
 - ・対象者を限定することで、安全・安心な給食等を実現する。
 - ・学校生活管理指導表運用のため、主治医・医師会等と連携する。
- 食物アレルギー対応委員会を設置する。
 - ・各教職員の役割を明確にして、危機管理意識を高める。
 - ・学校の基本方針、誤食・誤配を防止するための校内マニュアルを策定する。
 - ・保護者から情報収集を行い、相互理解・情報共有を図る。（保健調査票、面談等）
 - ・個別の取組プラン案を作成、決定し、全教職員で情報共有を図る。

日常の取組と事故予防

学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組組織対応による事故予防

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先する。
 - ・原因食物を「提供する」か「提供しない」かの二者択一を原則的な対応とする。
 - ・学校及び調理場の施設整備、人員等を考えた対応を行う。（過度に複雑にしない）
- 組織で対応し、学校全体で取り組む。
 - ・校内マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、対応する。
 - ・事故及びヒヤリハット等が発生したときは、事例の情報共有、改善の検討を行う。
 - ・進学・転学等の場合にもリスクを減らすため、学校間で情報の共有を図る。

緊急時の対応

研修会・訓練等の実施、体制の整備

- 食物アレルギー対応の要素を組み入れた危機管理マニュアルを作成する。
 - ・緊急時対応に備え、主治医、学校医、医療機関、消防機関等と連携を図り、応急処置や連絡先を事前に確認する。
 - ・緊急時対応について、校内外で共通理解を図る。
- エピペン®を正しく扱えるように実践的な研修を毎年度実施する。（エピペン®とは、アドレナリン自己注射薬を指す）

(2) 配慮や管理が必要な児童生徒等への取組実践までの流れ(例)

	実施項目	内容	関連様式一覧	
就学時健康診断・入学説明会等(新入生)・前年度末・新年度(在校生)	1	食物アレルギーを有する児童生徒等の実態調査	○就学時健康診断や入学説明会等の機会や進級時に、全員に保健調査票等を配布し、実態調査を行う。 ○進学先、転学先へ書類を送付し、引き継ぎを行う。	《様式1》食物アレルギー等の調査について ※送付書類 《様式3、4、5、6》の写し
	2	配慮や管理が必要な児童生徒等の確認	○学校は、実態調査や保護者との面談等から、学校での配慮や管理の必要の有無を確認する。	《様式1》食物アレルギー等の調査について(提出されたもの)
	3	対象となる児童生徒等の保護者へ「学校生活管理指導表」等の書類を配付し、医療機関への受診を依頼	○配慮や管理が必要な場合は、必要な書類を主治医や保護者に記入してもらい、保護者が入学校(在籍校)に提出する。学校は、必要に応じて保護者と面談を行い、詳細な内容を確認する。 ○食物アレルギーはあるが、「管理不要」または「配慮を希望しない」場合は、校内で情報を共有し、児童生徒等には日常的な健康観察及び指導を行う。	《様式2》学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について 《様式3》学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の記載について 《様式4》食物アレルギー・アナフィラキシー調査票 《様式5》アレルギー対応依頼書兼同意書
3月末まで	4	食物アレルギー取組プラン案の作成及び対応実施の決定	○学校生活管理指導表や食物アレルギー調査票等を基に、対象の児童生徒等の取組プランを作成する。 ○作成した取組プランを食物アレルギー対応委員会で検討し、決定する。	《様式6》食物アレルギー取組プラン
	5	保護者との面談	○安全に給食を提供できる体制を保護者とともに最終確認する。 ○保護者に対応内容について、了解を得る。(取組プランに署名)	《様式6》食物アレルギー取組プラン 《様式7》面談チェックリスト
4月～3月	6	全教職員・関係者の共通理解	○取組プランについて、共通理解を図る。 ○緊急時の対応等の研修会を開催する。	《様式6》食物アレルギー取組プラン
	7	対応の開始	○担当ごとに、取組プランに基づいて対応する。 ○保護者に、毎月下旬までに翌月分の「食物アレルギー対応食予定表」や「詳細な献立表」を配付する。 ○校外学習や宿泊学習の特別な行事等では、改めて周知徹底を図る。	《様式6》食物アレルギー取組プラン 《様式8》食物アレルギー対応食予定表 《様式9》食物アレルギー対応食配送確認表 《様式10》食物アレルギー対応食チェック表 《様式11》食物アレルギー対応食解除(一部解除)申請書
	8	教育委員会等に対応内容等を報告	○教育委員会や医療機関、消防機関と連携する。 ○食物アレルギー対応や事故に関する報告等を行う。	《様式13》アドレナリン自己注射薬(エピペン®)の処方を受けている児童生徒等の実態調査について 《様式14》食物アレルギー等事故発生報告
	9	評価・見直し個別指導	○定期的・臨時的(事故発生時等)に、取組プランの評価・見直しを行う。 ○保護者や児童生徒等に個別指導や定期的な面談を行う。	《様式6》食物アレルギー取組プラン

※様式等は、学校における食物アレルギー対応指針(富山県版)、県保健体育課ホームページ参照

(3) 学校と関係機関との食物アレルギー対応に関する連携・報告について

報告内容	報告方法	報告日等	学校	市町村教委	教育事務所	保健体育課	県教育委員会	学術振興課(私学担当)	連携体制
1 食物アレルギー対応実施状況調査 (学校給食実施状況調査時) ※学校給食実施校のみ	様式12提出	9月下旬ごろ	公立幼小中学校 県立学校	→	→ → →	→ →			・教育委員会が開催する研修会の資料とする。
2 アドレナリン自己注射薬(エピペン®)の処方を受けている児童生徒等の実態調査について	様式13提出	5月	公立幼小中学校 県立学校 私立学校(園は除く)	→ ^{1部}			→ ^{1部}	← ^{2部} ① ②	・教育委員会は、学校を管轄する消防機関に情報を伝える。報告する内容は、様式13を参考とする。
3 発生時	☐症状チェックシート 救急車で搬送	電話報告 速やかに	公立幼小中学校	→	→	→			・教育委員会は、学校に対し、今後の児童生徒等やその保護者、または他の児童生徒等への対応に関して、必要な指導助言を行う。
	医療機関受診		県立学校	→				← ^① ②	
4 食物アレルギー等の事故発生 経過措置	☐症状チェックシート 救急車で搬送	様式14提出 速やかに	公立幼小中学校	→	→	→			・事故発生当日に、電子メール又はFAXにて報告書を提出する。 ・経過報告は、事態が終息するまで毎日行う。 ・学校では、事故発生の経過と対応について共通理解を図り、再発防止と適切な対応の実施を徹底する。
	医療機関受診		県立学校	→				← ^① ②	
5 事後報告	☐症状チェックシート 救急車で搬送 医療機関受診 経過観察	学校保健関係調査	公立幼小中学校 県・国立学校 私立学校(園は除く)	→	→ → →	→		← ^① ②	・例年実施している学校保健関係調査の質問項目とする。 ・教育委員会が開催する研修会の資料とする。

※3～5の項目の「救急車で搬送」「医療機関受診」「経過観察」は、『学校における食物アレルギー対応指針(富山県版)』☐症状チェックシート(P.31)を参考に分類しています。ただし、「医療機関受診」は、帰校後に保護者の判断で受診された場合も含まれます。

※学校給食を起因とする食物アレルギーにかかる治療費は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となります。

※様式等は、学校における食物アレルギー対応指針(富山県版)、県保健体育課ホームページ参照

学 校 安 全 関 係

V 学 校 安 全

1 学校安全の定義

(「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 ※H31.3 文科省改訂2版発行 から)

(1) 学校安全のねらい、領域、活動

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の3領域の1つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災と同義。以下同じ。)」の3つの領域が挙げられる。

- ①「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。
誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- ②「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- ③「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。(中略)

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されている。

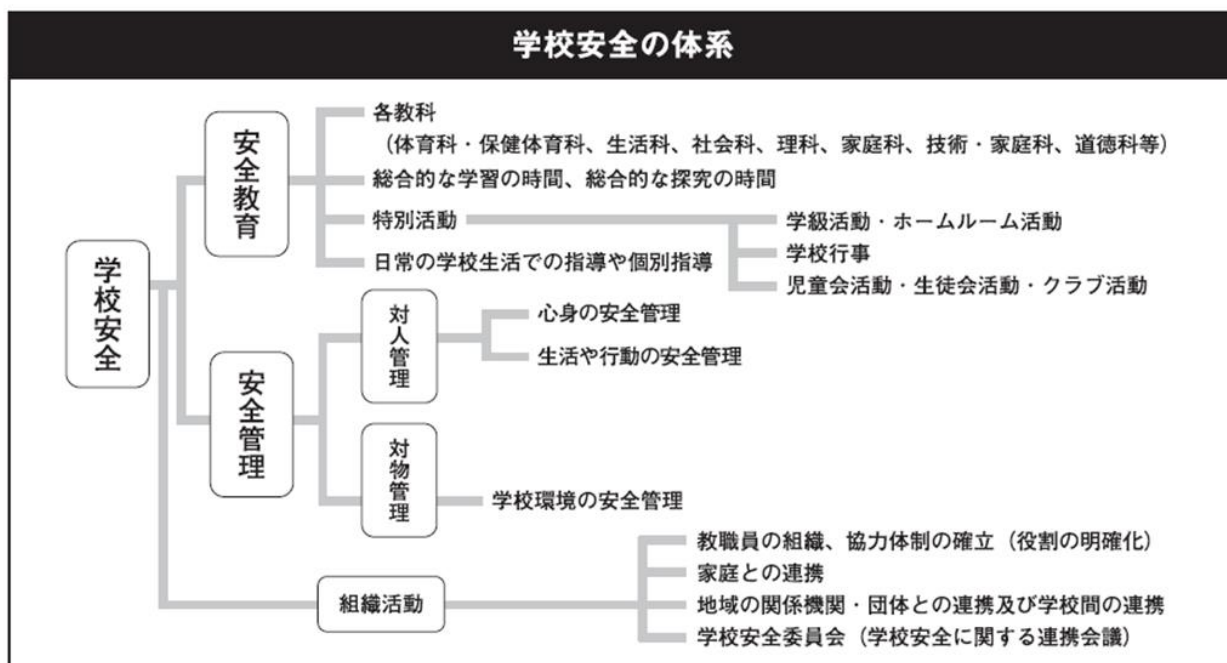
その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。

また、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

(2) 学校における安全教育と安全管理

- ① 学校における安全教育は、児童生徒等自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。また、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であるとともに、児童生徒等独自の視点や協力により安全管理の取組が充実することにもつながると考えられる。

- ② 学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理、さらには学校の環境の管理である対物管理から構成される。



2 学校における危機管理の推進について

(「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 ※H31.3 文科省改訂 2 版発行 から)

(1) 学校での危機管理の意義

こうした学校安全の取組を推進する中で、学校の安全を脅かす事故等の発生に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要である。ここでいう危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一事故等が発生した場合、発生が差し迫った状況において、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。

学校における危機管理の目的は、児童生徒等や教職員等の生命や心身等の安全を確保することである。そのため、危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぎ、児童生徒等や教職員等の安全を確保することが最も重要である。併せて万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらには、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じることも学校における危機管理の目的である。学校における危機管理は、①安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐとともに、事故等の発生に対して備えるための事前の危機管理、②事故等の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理、③危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理の三段階がある。学校においては、各段階において、とるべき対応をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応することで事態の悪化を最小限にとどめ、児童生徒等の安全を確保することが必要である。

(2) 学校における危機管理の内容

学校における危機管理は、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等の実態に即したものでなければならない。また、学校内外における学習時はもちろんのこと、通学時、休み時間、給食の時間、学校行事等や、校長、副校長、あるいは安全担当等が不在の場合など、様々な場面を想定するとともに、多様な事件・事故に十分対応できるように計画しておく必要がある。そして何よりも、児童生徒等の安全確保を最優先することが大切である。適切な危機管理を行うためには、事前に綿密に計画を立てておく必要があり、学校安全計画に含まれる、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項及び安全に関する組織活動の3つの事項と関連付けて検討する必要がある。事故等発生時に適切に対応するために必要事項や手順等を具体的に示したものが危機管理マニュアルである。学校においては、これを踏まえ、日常及び緊急時に適切に対応できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、全教職員の共通理解を図る必要がある。また、これらについては、不断の検証・改善が必要である。

3 学校安全に関わる法令

(「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 ※H31.3 文科省改訂2版発行 から)

学校における安全教育は、主に学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準として定める学習指導要領等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体を通じて実施され、学校における安全管理・組織活動は、主に学校保健安全法に基づいて実施される。また、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、おおむね5年ごとに閣議決定される「学校安全の推進に関する計画」に定められており、これらを踏まえて学校安全の取組を進めていく必要がある。

(1) 安全教育

「小学校学習指導要領」(平成29年3月31日公示)の「総則」では、以下のとおり規定している。

- 安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。
 - それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
 - 教育課程の編成及び実施に当たっては、…学校安全計画…など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。
- ※ 同日に公示された「中学校学習指導要領」及び、平成30年3月30日に公示された「高等学校学習指導要領」でも同様の規定がある。各学校においては、安全に関する指導について、各教科において指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することとなる。

(2) 安全管理及び組織活動

学校保健安全法第26～30条に学校安全に関する規定が設けられており、これらの規定の趣旨を十分に踏まえて、学校における安全管理・組織活動について取り組む必要がある。

(関連規定の趣旨の詳細については、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(20文科ス第522号平成20年7月9日付)参照)

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）（抄）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第 26 条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第 29 条第 3 項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第 1 項及び第 2 項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第 28 条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第 30 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

各条に関する主な留意点は以下のとおり。

○ 第 26 条 学校安全に関する学校の設置者の責務について

- ・ 学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされている（学校教育法第 5 条）ところであるが、本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。
- ・ 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。

なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第 27 条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第 30 条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。

- ・ 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。

また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒等同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には学校安全の観点から本法の対象となること。

- ・ 「災害」については、地震、風水害、火災といった全ての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。
- ・ 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定され得ること。
- ・ 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

○ 第 27 条 学校安全計画について

- ・ 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- ・ 学校においては、生活安全（防犯を含む）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、学校保健安全法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。

① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第 28 条）を講ずることが求められること。なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組が全ての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

○ 第 28 条 学校環境の安全の確保について

○ 第 29 条 危険等発生時対処要領の作成等について

- ・ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ

的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとする。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要であること。

- ・ 第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。

○ 第30条 学校及びその設置者の連携協力について

学校保健安全法において「学校においては」とは、これらの措置の実施を全て学校長その他の教職員のみ責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する当該学校の設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものであること。学校の設置者においては、第4条及び第26条の規定に基づき、その設置する学校が本法の規定に基づいて実施すべき各種の措置を円滑に実施することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。特に、学校に関係する法令は、教育関係法令のみならず多数の関係法令の規定がある。例えば、建築基準法に基づく定期点検や、消防法や災害関係の法令等において避難訓練の実施や避難確保計画の策定等が義務付けられているとともに、地域の防災計画や国民保護計画など地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題も存在する。こうした課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、当該学校の設置者が積極的に各自治体の関係部局や関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずることが大切である。

4 学校安全計画

（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 ※H31.3 文科省改訂2版発行 から）

（1）学校安全計画とは

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。学校安全計画は、①安全管理そのものの計画的、合理的かつ円滑な実施のために必要であること、②安全教育の目標や各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施するために必要であること、③安全教育、安全管理、組織活動と調整を図り、一体的かつ効果的に実施するために必要であること等の趣旨を踏まえて立案する。また、学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要である。（学校保健安全法第 27 条）

（2）学校安全計画の策定と見直し

学校安全の取組については、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることが求められていることから、学校安全計画の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図ることが重要であることから、各学校の地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標や教職員の研修計画など、学校安全に関する基本的な方針を明確にし、教職員のみならず保護者や地域住民と共有し、学校安全計画の内容について、協議への参画を要請したり、周知したりすることが必要である。また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のPDCAサイクルの中で、指導や訓練等計画に記載された事項の実施状況、ヒヤリハットや日々の活動を通して得られた情報等を基に、内容や手段及び学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど、定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。さらに、学校や児童生徒等を取り巻く環境が年々変化し、新たな危機事象や各地域でこれまで想定されていなかった災害等が発生していることから、学校は、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画等や取組を毎年見直すことが必要である。また、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。また、教育委員会等は、地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校における学校安全計画等の改善等を促すことが必要である。

学校安全計画の内容例

1 安全教育に関する事項

(1) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(2) 学年別・月別の指導事項

① 特別活動における指導事項

- ・ 学級活動（ホームルーム活動）における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
- ・ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- ・ 部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

② 課外における指導事項

③ 個別指導に関する事項

(3) その他必要な事項

2 安全管理に関する事項

(1) 生活安全

- ・ 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- ・ 各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- ・ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査
- ・ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- ・ その他必要な事項

(2) 交通安全

- ・ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- ・ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- ・ その他必要な事項

(3) 災害安全

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
 - ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
 - ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
 - ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
 - ・ その他必要な事項
- ※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。
※ 危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

(4) 通学の安全

- ・ 通学路の設定と安全点検
 - ・ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- ※ 交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

3 安全に関する組織活動

- ・ 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
- ・ 保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- ・ その他必要な事項

5 危機管理マニュアル

(「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 ※H31.3 文科省改訂 2 版発行 から)

(学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン ※R3.6 文科省 から)

(1) 危機管理マニュアルの目的と位置付け

学校保健安全法第 29 条では、学校において危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成すること、及びこれを教職員に周知することなどが義務付けられている。

危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである。このため、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が、新年度のできる限り早期に、共通に理解することが必要であり、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しを実施することが必要である。併せて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要である。

また、危機管理マニュアルの目的と位置付けを明確化するため、当該マニュアルがこの法律に基づくものであることを明記しておくことが必要である。学校では、学校保健安全法以外にも、下表のように様々な法令に基づいて、安全確保等に関する計画を定めることが求められている。

しかし、これら計画に定めるべき事項の中には、一般に危機管理マニュアルに定めておくことと同様の事項が少なくない。このため、必要な事項を危機管理マニュアルに定めることで、これらの法律に基づいて 定めるべき計画を兼ねることもできる。

根拠となる法令	対象となる学校	策定すべき計画
消防法 第 8 条第 1 項	収容人員 50 人以上の学校	消防計画
水防法 第 15 条の 3 第 1 項	洪水浸水想定区域に位置し、市町村の地域防災計画で策定された学校	避難確保計画
土砂災害防止法 ¹⁾ 第 8 条の 2 第 1 項	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
津波防災地域づくり法 ²⁾ 第 71 条第 1 項 2	津波災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
活火山法 ³⁾ 第 8 条第 1 項	火山災害警戒地域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
大規模地震対策特別措置法 第 7 条第 1 項	地震防災対策強化地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校 [*]	地震防災応急計画
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法 ⁴⁾ 第 7 条第 1 項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校	日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震防災対策計画
南海トラフ地震特措法 ⁵⁾ 第 7 条第 1 項	南海トラフ地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校 [*]	南海トラフ地震防災対策計画

1) 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

2) 正式名称「津波防災地域づくりに関する法律」

3) 正式名称「活動火山対策特別措置法」

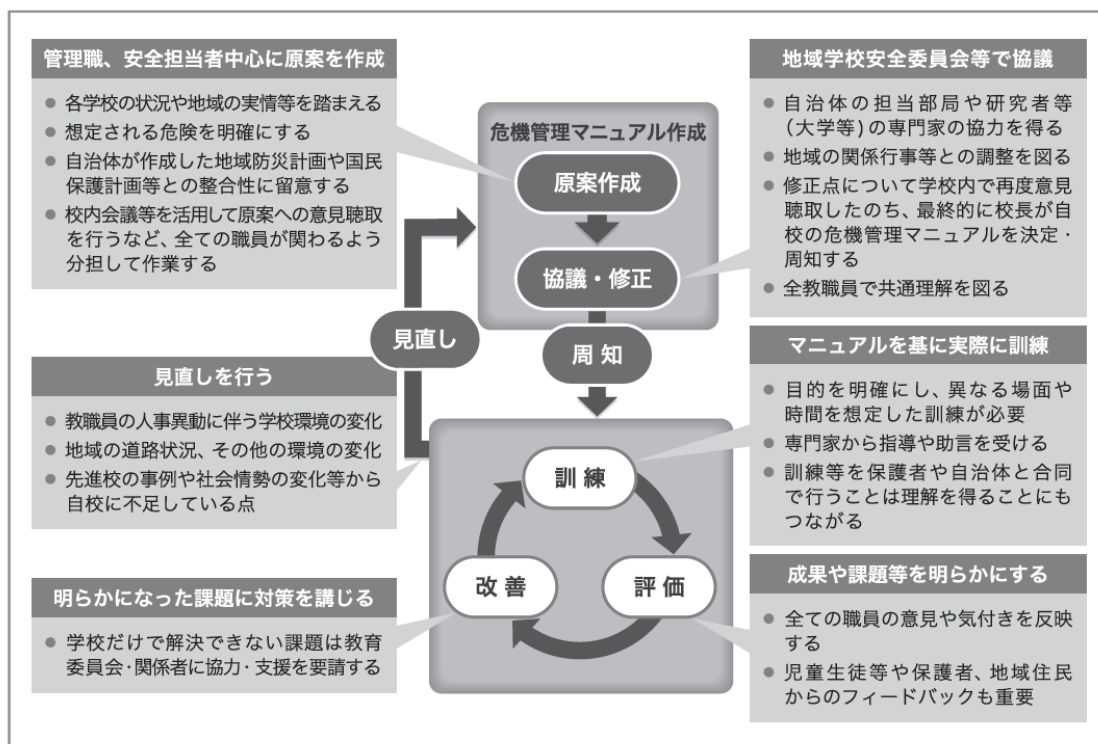
4) 正式名称「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

5) 正式名称「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

※ 収容人員 50 人以上の学校が、各法が規定する事項を消防法に基づく消防計画の中で定めたときには、当該事項について定めた部分が各法の規定する対策計画等とみなされます。

(2) 学校における危機管理マニュアルの作成・見直しの考え方・手順

危機管理マニュアルは、以下の手順も参考にしながら、各学校の実情を踏まえて作成する。また、学校は、一度作成した後もPDC Aサイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返し行っていくことが必要であるが、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、危機管理マニュアルを見直すだけでなく、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。また、教育委員会等は、地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校における危機管理マニュアルの改善等を促すことが必要である。



「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省 平成30年2月

作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時に児童生徒等の生命や身体を守るための具体的な対応について検討する。
- ※ 学校の立地等によっては、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられる場合があり、各法令等で必要とされている事項を危機管理マニュアルに反映させることが必要。また、教育委員会を通じて担当部局とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応する。
- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
- ※ 危機管理マニュアルは、危機管理の三つの段階に応じて対応が必要な事項を具体的に検討し、作成する。その際、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月文部科学省）などを、その検討の際に活用すること。
- ※ 事故等の発生時は、行動中にマニュアルを見る時間的余裕はないことから、役割分担や対応の優先順位を考え、単純で分かりやすいマニュアルにしておくことが重要である。

※ 事後の危機管理においては、発生原因の究明や従来の安全対策の検証に加えて、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められる。これらの対応の詳細は、「学校事故対応に関する指針」に詳しくまとめられているため、参照すること。

- 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。
- 教育委員会等の学校の設置者は、各学校におけるマニュアルの作成・改善等について必要な指導助言を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校を支援する。

見直し・改善のポイント

※ 見直し・改善する際は、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月文部科学省）のチェックリストなどを活用すること。

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。

6 学校における安全点検

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行なわなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。すなわち、学校保健安全法施行規則によれば安全点検は、定期的、臨時的、日常的に次表のように行うこととされている。

〈学校保健安全法施行規則で求める3種類の安全点検〉

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また、教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また、教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育大会、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

7 防犯教育

児童生徒等の大切な生命や安全を守り、楽しく、充実した学校生活を送ることができるようにするため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等に危害を加えるおそれのある者など不審者等による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対策等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

また、児童生徒等への防犯教育については、登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行い、校外で、犯罪被害から身を守るため、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの教師や大人に知らせる、110番通報するなど具体的な方法について指導する機会を設けることなどが挙げられる。児童生徒等の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要である。

なお、不審者侵入防止に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検と改善措置と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

(1) 日常の安全確保

ア 職員の共通理解と校内体制の整備

日頃から、児童生徒等の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、危機管理マニュアルの作成などにより、校内体制を整備する。

イ 来訪者の確認

学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。

ウ 不審者情報に係る関係機関等との連携

日頃から、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備する。

エ 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

オ 登下校時における安全確保

通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握を行う。例えば、犯罪機械論に基づく地域安全マップを作成したり、それらの情報を児童生徒等に周知したりする。また、地域の関係団体等との連携を図り、「子ども110番の家」等の登下校の緊急の際の避難場所を児童生徒等に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したりして、必要な対策を実施する。

カ 校外学習や学校行事における安全確保

校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全教育の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

キ 安全に配慮した学校施設の開放

開放部分と非開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者やPTA等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を検討する。

ク 学校施設面における安全確保

校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連携、通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建築物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急時の安全確保対策

ア 不審者情報がある場合の連携等の体制整備

警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校時の方法についての対応方針の策定、保護者やP T A等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施する。

イ 不審者の立ち入りなど緊急時の体制整備

校長、教頭または他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等の対応のできる体制を確立する。また、警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備を図るとともに、緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等を実施する。さらに、警備員等を配置している学校については、警備員等による巡回の効果的な実施と速やかな対応について検討する。

(3) 「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立

「地域に開かれた学校づくり」については、家庭や地域社会とともに児童生徒等を育てていく観点に立って、学校施設の開放、教育機能の開放、学校情報の公開、教育活動や学校運営の開放などを行っているものであり、今後もその重要性は変わらない。

従って、「地域に開かれた学校づくり」を推進するためには、その前提として、学校の教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた外部からの不審者等の侵入防止の対策を継続的に実施し、児童生徒等の安全確保を図ることが絶対の条件である。その際、地域学校安全委員会や学校評議会等の活動と連動させ、P T A、地域住民、スクールガード・リーダー、学校安全ボランティア（学校安全パトロール隊）等との緊密な連携による学校の安全確保が重要である。

(4) 保護者や関係機関等との連携による安全確保

これまで述べたように、不審者等から児童生徒等の大切な生命や安全を確保するため、学校で努力することは当然であるが、その広大な内容からみて、学校の教職員だけでは十分とはいえない。保護者（P T A）や関係機関等との連携により、学校内とその周辺、通学路、地域での生活全般での安全を確保するなどの組織的な活動も必要である。

従って、児童生徒等が犯罪や事故の被害から自分の身を守るために注意すべき事項に関する家庭での日頃からの話し合い、警察、P T A、自治会、地区防犯協会、青少年教育団体等の協力を得ての要注箇所点検や不審者等の情報の速やかな伝達、学校内外や地域の巡回、「声かけ運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となり展開することなどが必要である。

8 交通安全教育

(1) 交通安全教育

学校行事としての交通安全教育には、毎月の学校における交通安全の日や、新入生の入学時、長期休業前後などに行われる交通安全教育や春秋の全国交通安全運動などの地域における行事と関連して行われる交通安全教育が考えられる。これらの行事を計画し実施するに当たっては、指導の内容、方法、時期、回数などについて十分検討し、地域の交通環境や児童生徒の実態に即したものにしなければならない。このためには、特に次の事項に留意する必要がある。

ア 教育の内容は、自転車の安全な乗り方、歩行者保護や自転車の点検・整備、正しい駐車、自動車の簡単な構造・機能、自転車の走行に必要な交通法規などに関するものなから、児童生徒の実態や地域の交通環境の実情に照らして最も必要と思われるものを精選して設定するようにする。

イ 実施の時期は、学校全体の安全教育の基本計画を立てる段階で他の学校行事、学級活動及び地域における行事、季節や長期休業などとの関連を考慮して指導の効果が最も高まるような時期を選ぶようにする。

ウ 教育の方法は、そのねらいと児童生徒の安全意識や安全行動の実態を含み、できるだけ体験的な指導方法を取り入れるなど工夫をする。また、実施の回数は、学級活動その他における安全教育との関連を考慮して設定する。

エ 同一地域内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校との連携を図るようにする。

オ 行事の計画及び実施に当たっては、必要に応じて警察等関係機関の協力を得ることも考慮する。また、行事の実施に当たって重要と思われる事項を上げると次のとおりである。

(ア) 教育が形式的、表面的にならないよう、学年差や児童生徒の実態等についても十分配慮する。

(イ) 児童生徒の発達段階や参加人員に見合った教材・教具等を用意する。

(ウ) 教育の場の設定に当たっては、できるだけ具体的な行動場面における臨場感をもたせることができるよう配慮する。

(エ) 児童生徒の積極的な参加を促すため、学級活動における事前・事後の指導との関連を十分考慮する。

(オ) 事故を起こしやすい傾向をもつ児童生徒などに対しては、特に、個別に配慮を加えるようにする。

(2) 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の管理を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保、及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。特に、中学校や高校における生徒の通学手段は、徒歩に加えて、自転車やバス、電車、場合によっては二輪車など広範囲にわたることから、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が必要である。

なお、通学は学校管理下にあるとはいえ、安全の確保には児童生徒等の行動が大きく関わるので、子どもたちの行動の自己管理が極めて重要となる。それを促すためには、計画的な安全教育が必要であり、通学の安全管理は安全教育と密接に関連づけるべきである。

以下では、通学の学校管理に関する観点・留意点、対象・項目等について示す。ただし、対象や項目は、自校の通学方法等を考慮し、例にとられることなく、追加・修正等行い管理を進めるべきである。

ア 通学路の設定と安全確保

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情等配慮し、可能な限り安全な通学路を設定する。さらに、通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、保護者、警察関係者等の協力も求めて、対策を講じる。

イ 安全な通学方法

通学の安全を確保するためには、通学路の設定等のほかに、地域の道路や交通事情に即した通学方法を考慮し、適切な安全管理の下にそれを実施する。その際特に次の事項に配慮する必要がある。

(ア) 徒歩及びバス、電車等交通機関利用による通学の安全確保

通学方法や利用する交通機関は地域性や学校の実情等により大きく異なる。これらの実態に応じて、安全管理を行う。また、悪天候時等の非日常的な状況における安全確保についても検討しておく。

(イ) 自転車通学の安全確保

自転車通学での安全確保では、通学における使用のきまりの遵守、自転車に関する道路交通法等関連法規の遵守、ヘルメットの着用、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑の緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、必要に応じて時間による管理についても考慮する。

(ウ) 二輪車等（定時制高校）による通学の安全確保

二輪車等による通学での安全確保についても、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、二輪車等の加害性の強さに留意する。

(エ) 通学用バスにおける点呼等の所在確認の義務化

学校において、児童生徒等の通学のために通学用バスを運行するときは、通学用バスへの乗降車の際に、点呼等の方法により所在を確認する。（令和5年4月1日施行）

(オ) 特別支援学校における通学用バスの安全装置の装備の義務化

特別支援学校においては、通学用バスを運行するときは、当該バスにブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車の際に児童生徒等の所在を確認する。（令和5年4月1日施行）

9 防災教育

学校における防災教育等は、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして実施されている。

各学校においては、教科や特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通じて家庭や地域と連携を図りながら、児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な指導の充実のため、その体制整備や実施する時間の確保等が必要である。

なお、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめでは、東日本大震災における地震・津波被害を踏まえ、今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性として①自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進 ②支援者との視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進 ③学校において学校安全の中核になる教職員への効果的な研修会の推進 ④各学校における地震・津波に係る対応マニュアルの整備・充実 ⑤自治体の防災担当部局等との学校防災についての連携体制の構築 ⑥防災に関する科学技術の活用促進 ⑦地域・家庭と連携した防災訓練等の推進などについて示されている。

(1) 防災に関する安全教育

ア 防災に関する安全教育は、火災、地震、津波、火山活動、風水害、豪雪、原子力災害などの緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動の仕方について理解させ、状況に応じて安全に行動できるようにすることをねらいとして、学校における教育活動の全体を通じて計画的、組織的に行うことが重要である。

イ 防災に関する安全教育の内容は、児童生徒の発達の段階、学校の立地条件、校舎の構造などについて十分考慮するとともに、火災、地震、津波、火山活動、風水害、豪雪、原子力災害などの種別に応じて適切に設定すること、また、東日本大震災の教訓だけでなく、各地域において現在も生き続けている、過去の自然災害等の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式等を学ぶことも有用である。

ウ 防災教育を効果的に推進するためには、児童生徒等の発達の段階に応じて危険を回避する能力と結びつけながら体系化を図り、教科等の内容や特別活動等と横断的・総合的な関連づけを工夫して、各学校で作成する学校安全計画の中に位置づけることが重要である。

エ 災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するためには、自然災害に関する知識を身に付けるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることが必要である。その力を身に付けるには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する必要がある。

オ 地震、津波等、災害の種類に応じた「減災」の視点での防災教育や、自然災害を恐れるだけでなく、豊かな自然の恩恵を受けながら生活していく上では、自然が二面性を持っていること等についても併せて指導していくことが重要である。

カ 防災教育で一番重要なことは、自らの命を守ることであるが、幼児・児童や高齢者及び障害のある人たちの安全にも配慮することができる態度や能力を培うことも大切である。

キ 防災避難訓練は、様々な災害発生に際し、適切に対処することができるようになるための資質や能力を養うことを目指して行われる実践的な指導の場である。

(ア) 訓練等の内容は、火災、地震、津波、火山活動、風水害、豪雪、原子力災害等を想定して設定することになるが、火災を想定した訓練のみに偏らないようにする。

(イ) 実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節や他の安全指導との関連などを考慮して適切に設定する。

(ウ) 訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中等、児童生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足、修学旅行や集団宿泊学習等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮する。また、災害の発生時間や場所

にも変化をもたせ、安全に対処できるようにする。

(エ) 訓練が、形式的、表面的にならないよう、特に、次のような配慮が必要である。

- 訓練のための事前指導を学級（ホームルーム）活動における安全教育と十分関連させるとともに、事後教育は、活動内容の把握を的確にしていくことから、意図的に実施するようにする。
- 火災を想定し場合は、発煙筒をたくなど、実感を伴う方法を工夫するとともに、煙に対する避難の仕方についても身に付くようにする。
- 避難に際しては、人員の掌握が重要になる。その方法の訓練が不可欠であることを児童生徒等に徹底する。
- 避難に際して、安全にしかも敏速に能率的な集団行動ができるようにするため、平素から朝会、遠足、移動教室、修学旅行、集団宿泊学習、体育大会などの行事における集団行動を重視して指導する。
- 児童生徒等の安全の確保及びそのための教育については、保護者や地域社会の協力が不可欠であり、学校における避難訓練の実施に当たっては、学校参観日などを利用して保護者の参加による実際的な訓練を実施するなど、保護者等との連携、協力が十分とりうるよう配慮する。

(2) 防災に関する安全管理

ア 学校においては、火災、地震、津波、火山活動、風水害、豪雪、原子力災害などの発生に備えて、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講ぜられるよう、防災のための組織と教職員の役割を点検し、緊急時に十分機能しうるようにしておくことが重要である。

イ 火災、地震、津波、火山活動、風水害、豪雪、原子力災害などが発生した場合の避難の場所や避難経路については、それらの災害によって発生する様々な危険を十分予測して適切に設定する。

ウ 火災、地震、津波、火山活動、風水害、豪雪、原子力災害などが発生した場合の指示や連絡が停電、放送設備の故障等の場合でも迅速、かつ適切になされるような配慮をしておくこと、特に、大地震の際には、児童生徒等の動揺は極めて大きいので、沈着、冷静な一次避難ができるような指示が必要である。併せて、二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の後始末を徹底する。また、津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、グラウンドの地割れ、液状化現象など二次災害の原因となる状況が発生し得るので、特に留意する。

エ 安全な避難・誘導等のためには、災害の状況等の正確な情報を得て避難の場所や経路等を確認する事が必要であるので、市町村の防災本部や教育委員会等関係機関との密接な連絡・連携がとられるようにするとともに、第二次避難場所へ誘導すること。また、テレビ、ラジオの放送にも十分注意する。

オ 火災、地震、津波などの避難、誘導の仕方等は、学校における教育活動中だけでなく、遠足、修学旅行、移動教室などの学校外における教育活動中に発生する火災、地震の発生による津波、がけ崩れなどの際にも十分安全な対応ができるようにしておくことが必要である。

カ 施設・設備は、定期的に点検を行い、修繕等必要な措置が講じられている。

(ア) 非常口、非常階段、防火扉、水槽などの安全施設が緊急の際に使用できるように設備されている。

(イ) 廊下、昇降口、階段などは、常に整頓され、避難しやすい状態になっている。

(ウ) 戸棚、くつ箱、教具等が倒れないように確実に固定されている。

(エ) 天井や壁、戸棚の上などからの落下物がないように措置が講じられている。

(オ) 薬品戸棚、薬品庫等の管理は、常に万全を期し、発火したり、爆発したりしないように措置が講じられている。

- (カ) ガス、石油等の大量の使用場所には、消火器、水、乾燥砂等を用意し、緊急の際に役立つようになっている。
- (キ) 非常用の器具（携帯ラジオ、携帯用スピーカー、懐中電灯、メガホン、旗、ロープ、笛など）や救急用品が常備されている。

(3) 防災に関する組織活動

ア 教職員の役割と校内の協力体制

- (ア) 校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。
- (イ) 緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなど必要な方策の具体的な内容と実施体制を危機管理マニュアルとして定め、教職員への周知を徹底しておく必要がある。
- (ウ) 学校安全計画に校内研修等を位置付け事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。

研修内容の例

- 校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果など、学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備など具体的な解決策を講じること
- 危機管理マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- 教職員の安全確保と安否確認の方法、児童生徒等の安全確保と安否確認の方法
- 児童生徒等の引き渡し等の方法
- 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解
- 心のケアなどに関すること 等

イ 家庭、PTAとの連携

- (ア) 児童生徒等の安全を確保するため、学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の学校運営などに対する意見を的確に把握し、学校安全活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭が担うべきものや担った方がよいものは家庭が担うよう促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。
- (イ) 予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引渡しの基準や条件を詳細に決めておくなど、事前の協議・確認が必要である。

ウ 地域関係機関との連携

- (ア) 地域の消防署、市町村防災担当具局、自治体等の関係団体、防災ボランティアや消防団など地域の方々に組織する団体などとの連携を普段から深めておくことが大切である。
- (イ) 学校の危機管理マニュアルに沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、訓練の検証・危機管理マニュアルの点検・改善につながる。危機管理マニュアルを見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。
- (ウ) 大規模な自然災害等の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。また、近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

(4) 東日本大震災を踏まえた学校における防災教育・防災管理等の諸課題

－ 津波災害等からの避難行動に関する課題 －

- 津波警報により、被害が予測される海岸の学校等においては、教職員の指示・誘導により児童生徒等を避難させた。徹底した防災教育により、想定された避難場所が危険であることを児童生徒等自らが判断し、さらに安全な場所に自主的に避難して危険を回避した例があった一方で、津波被害が想定されていなかった河口上流部の学校では、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者を出した例があった。
- 地震発生直後から、停電等により津波情報の収集ができなくなり、適切な避難行動の判断に支障を来したことから、避難が遅れ、学校が孤立した例があった。
- 津波到達時間までに、避難場所へ避難できないとの判断から校舎屋上に避難した学校では、防災無線や懐中電灯等の緊急用備品が低層階にあり、浸水により使用できなかった例があった。
- 学校外の社会体育施設等で部活動をしていた生徒の掌握・指示に時間を要し、津波からの避難行動が遅れ、犠牲者を出した例があった。
- 地震発生後の避難行動について、校庭等が液状化や地割れなどで危険だった例があったことや学校施設の耐震化が図られていること等を踏まえ、校庭や体育館等に移動する避難行動について検討が必要である。

※「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ抜粋

(5) 原子力災害について

学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。放射性物質は無色無臭であり、そのレベルは、被ばくや汚染の程度など知覚することは不可能である。よって、緊急事態においては、国、県、市町村などの災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、災害対策本部と綿密に連絡をとることが不可欠である。併せて、事前に、災害発生時における県や市町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、コンピュータ等、様々な手段で伝達される情報を入手する。その際には、情報の正確さに留意する。また、災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。

さらに、対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。例えば、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。

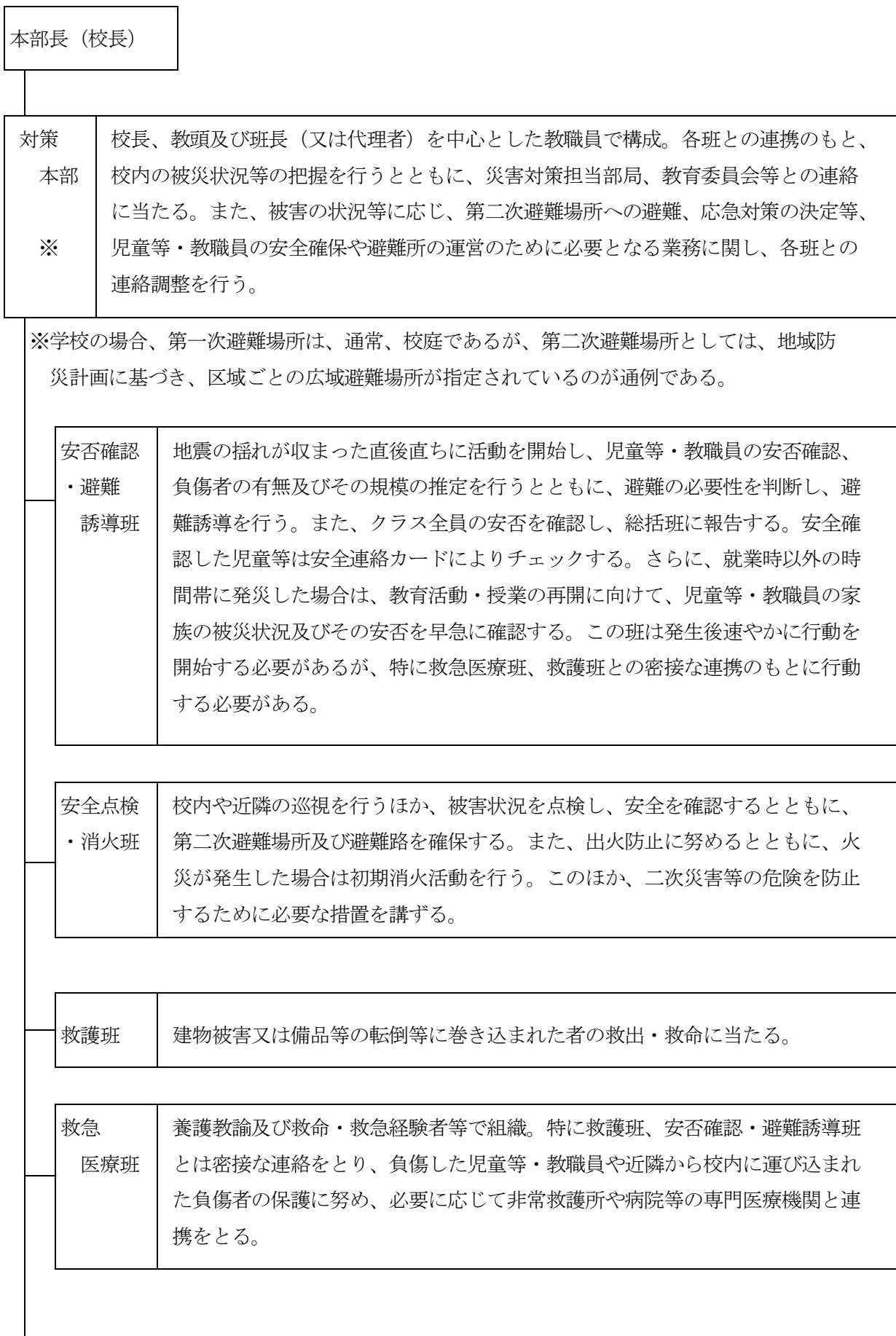
なお、災害対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。また、必要になった場合の保護者との連絡法についても検討しておく必要がある。

(6) 災害発生時の応急対応体制の整備

地震等の災害発生時に、各学校においては、児童等の安全確保と避難所となった際の円滑な運営のために、教育委員会や防災当局、地域の自治消防組織と密接な連携を図り、学校防災対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行う必要がある。

このため、学校防災対策本部の組織体制や教職員等の役割についてあらかじめ検討を行うとともに、教職員の各班への割り振り、担うべき業務等について周知しておくことが必要である。

ア 学校防災対策本部の設置例



保護者 連絡班	児童等の保護者への引渡を安全・確実に実施する。その際、引き渡す相手が児童等の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったかの記録が必要である。
応急 復旧班	校内応急復旧に必要な機材、児童等への食料、寝具等の調達、管理に当たる。特に教育活動再開に際し、児童等が教科書、学用品等を滅失した場合の対応に当たる。
避難所 支援班	在籍している児童・生徒等の安全の確保を図り、学校が避難所として安全に運営するための措置を講じるとともに、避難所内の保健衛生に配慮する。 ボランティアの受入れ・コーディネートのほか、外部からの援助を受け入れる。 また、避難住民のための水、食料その他援助物資の受入れ・管理を行う。

二次対応後、児童生徒等の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくために、対策本部を設置する必要があります。被害状況によっては、校舎が使えなかったり、必要物品が揃わなかったりことも考えられます。また、停電等により情報収集が円滑にできない場合も考えられ、立ち上がりの際には状況に応じた臨機応変な対応が求められる場合もあります。

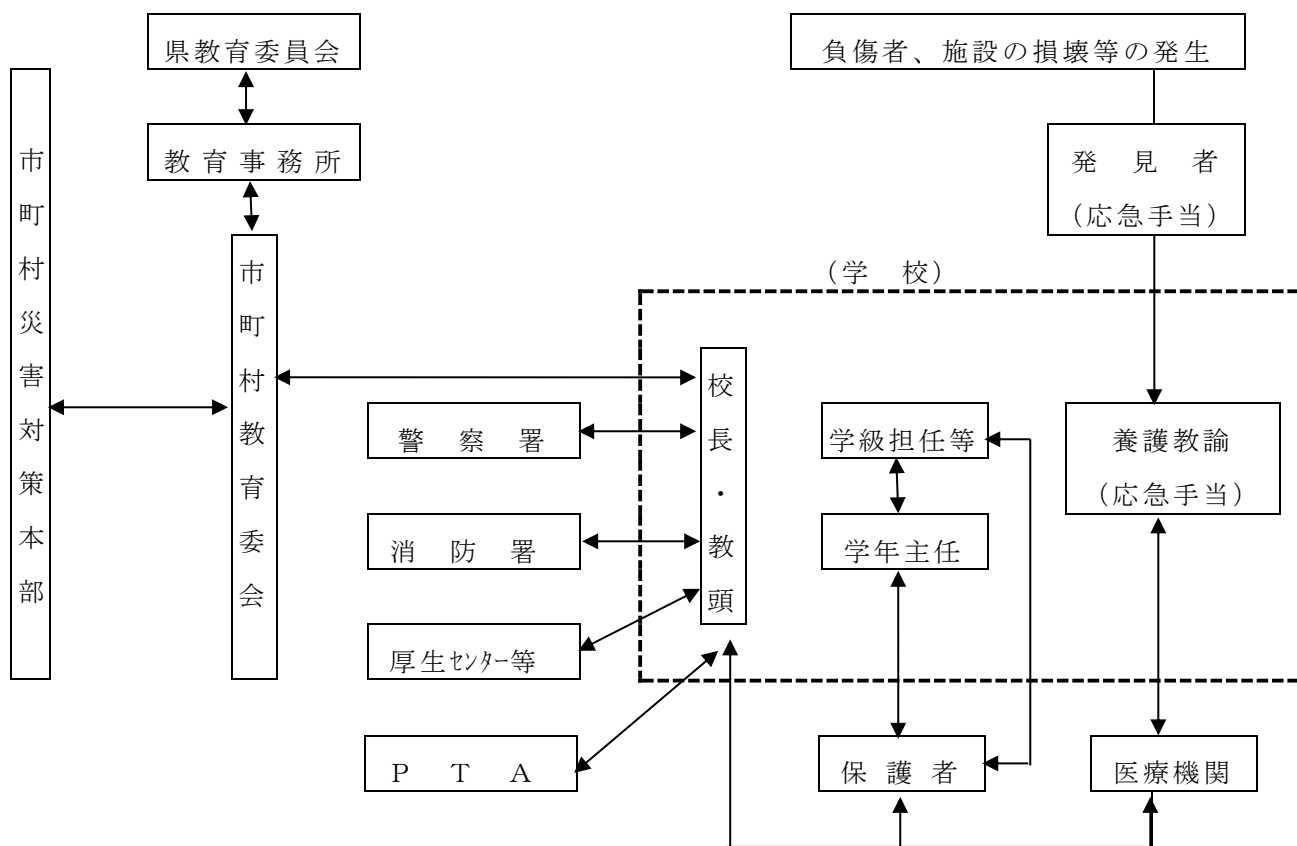
児童生徒等の引き渡しや、学校施設が避難所となる場合については、事前に地域住民や保護者とルールを決めておくことによって対応する業務を軽減することにもつながります。

イ 学校支援地域本部の設置など

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」における中間とりまとめでは、避難の運営に当たる自治組織の立ち上げについて、学校支援地域本部が設置された学校では、混乱が見られず、大部分が順調であったと回答したのに対し、学校支援地域本部が設置されない学校では、4割で混乱が見られ、順調であったと回答したのは3分の1程度であった。このことから、日頃から学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能の維持、再開させる場合の方策など、地域コミュニティとの協働による「学校防災機能」の強化の推進が求められている。

地震等による災害発生時の一般的な連絡体制の例

例 1 関係機関への通報・連絡網の整備



例 2 関係機関への通報の内容と連絡方法

機 関 名	通 報 内 容	連絡方法
県・市町村 教育委員会 教育事務所	児童生徒等の避難状況、児童生徒等及び教職員の被災状況、学校被災状況	電話、電子メール、無線、文書、有線放送、伝令（自転車、自動二輪車など）等
警察署	通学路の安全確保の要請、犯罪・盗難に対する警戒警備	
消防署	救命救急の要請、火災の発生状況、消火要請、水利状況、救出方法、消火方法	
厚生センター等	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保護者	連絡網による協力要請、通学路の安全確保、残留児童生徒等の保護方法、児童生徒等の引渡し方法、帰宅方法、緊急連絡事項	
医療機関	受け入れ要請、児童生徒等の被災状況、治療状況の確認	
P T A	緊急連絡事項(児童生徒等の事故)、医療機関の確認	

資 料

学校保健・学校安全関係法令（抄）・通知等

1 日本国憲法（S21.11.3）

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

2 教育基本法（H18.12.22）

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

3 学校教育法（S22.3.31） H19.6.27 法律第98号で改正

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第二十一条（義務教育の目標）

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について、基礎的な理解と技能を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

④ 校長は、公務をつかさどり、所属職員を監督する。

⑪ 教諭は、児童の教育をつかさどる。

⑫ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

第五十一条（高等学校教育の目標）

一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

4 学校教育法施行規則（S22.5.23） H21.3.31 文部科学省令第10号で改正

第一条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第二十八条（備えなければならない表簿）

2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

4 指導要録、その写及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

第四十五条（小学校における保健主事について）小学校においては、保健主事を置くものとする。

3 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって、これに充てる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

第七十九条、百四条、百三十五条（中学校、高等学校、特別支援学校における保健主事について）

第五十二条、七十四条、八十四条、百二十九条（教育課程の基準について）

[学習指導要領] (小・中学校H20.3告示、高等学校H21.3告示)

第1章 総則3

学校における体育・健康に関する指導は、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健体育科)の時間はもとより、家庭科(技術・家庭科)特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長)に報告しなければならない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

第四百四条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで(第六十九条を除く。)の規定は、高等学校に準用する。

第四百三十五条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで、第八十二条及び第百条の三の規定は、特別支援学校に準用する。

5 学校保健安全法(S33.4.10) H20.6.18法律第73号で改正

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第四節 感染症の予防

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

(地方公共団体の援助)

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

6 学校保健安全法施行規則（S33. 6. 13文部省令第18号）R4. 12. 28文部科学省令第41号で改正

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第二十九条の二 学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。

2 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（S32. 5. 31）

H24. 8. 22法律第67号で改正

（補償義務）

第2条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第5条第2項及び第11条において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。

（補償の種類）

第3条 この法律により地方公共団体が行う学校医等の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

8 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (H14. 12. 13) H29. 3. 31法律第8号で改正

(センターの目的)

第3条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）（第15条第1項第8号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第15条

七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第30条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び学校教育法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程に係るものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

(時効)

第32条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅する。

9 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 (H15. 8. 8) H31. 4. 26政令第161号で改正

第5条（学校の管理下における災害の範囲）

2 （略）学校の管理下とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

10 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正等 (H31. 4. 26改正)

(1) 災害共済掛金 (県立学校)

学校種別	掛 金	共済掛金		免責特約 (設置者負担)	
		設置者負担	保護者負担		
義務教育諸学校	935	480	440	15	
高 校	全 日 制	2,165	450	1,700	15
	定 時 制	995	195	785	15
	通 信 制	282	55	225	2
幼 稚 園	285	55	215	15	

(2) 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額	
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの(※1)	医療費	
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの	・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病 		
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕	
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕	
	突 然 死	運動などの行為に起因するもの (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
		運動などの行為と関連のないもの (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- 1 JSC が給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 2 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう 10 割分)が 5,000 円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。)
- 3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限

度において、給付を行いません。

- 7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 8 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 9 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

<参考> 学校の管理下となる範囲

学校の管理下となる場合	例 え ば
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	★各教科（科目） 道徳・自立活動・総合的な学習等の時間、幼稚園・保育所の保育中 ★特別活動中（児童・生徒・学生会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
2. 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	★部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
3. 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	★始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路及び方法により通学する場合	★登校（登園）中、下校（降園）中
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住所・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	★鉄道等の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との往復中など
6. 学校の寄宿舎にあるとき	
7. 定時制・通信制の高等学校生徒が技能連携施設で教育を受けるとき	

ス保第6号
平成27年1月6日

市町村教育委員会学校安全主管課長
県立学校長殿
教育事務所長

スポーツ・保健課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等の改正について（通知）

このことについて、文部科学省スポーツ・青少年局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

つきましては、別紙事項についてご了知の上、事務処理に遺漏のないようお願いします。
また、市町村教育委員会におかれては、管内の学校に周知をお願いします。

なお、教育事務所においては、各市町村教育委員会に直接通知しますので、ご承知おき願います。

事務担当 食育安全班 二瀬
TEL 076-444-3445
FAX 076-444-4439



26文科ス第492号
平成26年12月26日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公 人



(印影印刷)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等の改正について（通知）

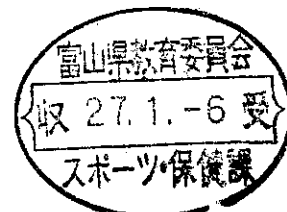
このたび、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）」（別添1）が平成26年11月19日に、「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第37号）」（別添2）が平成26年12月26日にそれぞれ公布され、災害共済給付に関する改正規定については、平成27年1月1日から施行されることになりました。

その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校及び保育所に対し、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対し、高等専門学校を設置する各学校法人の長におかれては、設置する高等専門学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、本件につき周知くださるようお願いいたします。

記

健康保険の高額療養費制度において、自己負担限度額等が改定されたことを受け、医療費に合算する単位療養額の算定に係る額の改定及び所要の改正を行ったこと（改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条第1項1号イ及び改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第19条第1項から第11項）。



○高額療養費が支給される際の災害共済給付の支給限度額（概要）

（別紙1）

【改正前】（平成26年12月療養分まで）

所得区分		月単位の支給限度額
上位所得者	標準報酬月額 530,000円以上	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% <4回目～: 83,400円>
	給料月額 (地方公務員) 424,000円以上	
	総所得金額 (国保加入者) 6,000,000円超	
一般所得者	上位所得者・非課税者以外	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4回目～: 44,400円>
	非課税者	
非課税者	住民税非課税	35,400円 <4回目～: 24,600円>

【改正後】（平成27年1月療養分から）

所得区分		月単位の支給限度額
課税者ア	標準報酬月額 830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <4回目～: 140,100円>
	給料月額 (地方公務員) 664,000円以上	
	総所得金額 (国保加入者) 9,010,000円超	
課税者イ	標準報酬月額 530,000円以上 830,000円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <4回目～: 93,000円>
	給料月額 (地方公務員) 424,000円以上 664,000円未満	
	総所得金額 (国保加入者) 6,000,000円超 9,010,000円以下	
課税者ウ	標準報酬月額 280,000円以上 530,000円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4回目～: 44,400円>
	給料月額 (地方公務員) 224,000円以上 424,000円未満	
	総所得金額 (国保加入者) 2,100,000円超 6,000,000円以下	
課税者エ	標準報酬月額 280,000円未満	57,600円 <4回目～: 44,400円>
	給料月額 (地方公務員) 224,000円未満	
	総所得金額 (国保加入者) 2,100,000円以下	
非課税者	住民税非課税	35,400円 <4回目～: 24,600円>

県立学校長 殿

保健体育課長

平成31年度災害共済給付関係予算に係る予算政府案の閣議決定について

このことについて、独立行政法人日本スポーツ振興センターより別添（写）のとおり連絡がありました。

つきましては、災害共済給付に係る共済掛金額の改定に伴い、平成31年度より下記のとおり保護者負担額の改定を予定しておりますので、ご承知おきください。

なお、確定については、国会における平成31年度予算の可決成立並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の改正により、正式なものとなります。

記

1 災害共済給付に係る共済掛金の改定額及び対象学校

○全日制高等学校（専攻科、特別支援学校高等部含む）

改定前 1,840円 → 改定 2,150円（+310円）

2 災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担額の改定

○保護者負担額 改定前 1,455円 → **改定(平成31年度) 1,700円(+245円)**

対象 全日制高等学校（専攻科、特別支援学校高等部含む）

改定前					改定(平成31年度)				
災害共済給付に係る共済掛金	1,840	内訳	保護者負担	1,455	災害共済給付に係る共済掛金	2,150 (+310)	内訳	保護者負担	1,700 (+245)
			設置者負担	385				設置者負担	450 (+65)

災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担額は、日本スポーツ振興センター法施行令に基づき、設置者が設定しており、義務教育諸学校（特別支援学校小・中学部）は掛金の約5割、その他の学校等は約8割の設定となっています。

※今回の金額の改定は、全日制高等学校（専攻科、特別支援学校高等部）のみです。

下記表の学校の保護者負担額は平成30年度と同額です。

（単位：円）

定時制高等学校（専攻科含）	785
通信制高等学校	225
特別支援学校幼稚部	215
特別支援学校小・中学部	440

担当 食育安全班 眞田
TEL 076-444-3445

事務連絡
平成31年1月7日

各学校（保育所等）の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校安全部長 朝倉 博美
(公印省略)

平成31年度災害共済給付関係予算に係る予算政府案の閣議決定について

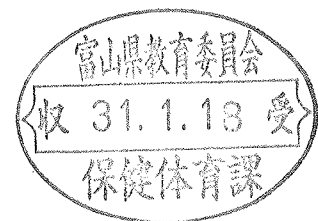
災害共済給付に係る平成31年度予算の概算要求内容については、平成30年10月15日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、このたび、平成30年12月21日に平成31年度予算政府案が閣議決定されました。

これにより、平成31年度以降の共済掛金額及び死亡・障害見舞金の改定額については、先に一部をお知らせしていたとおり、【別紙1】、【別紙2】のように改定される見通しとなりましたのでお知らせします。

なお、これらの確定については、今春の国会における平成31年度予算の可決成立並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の改正を待たなければならないことをお含みおきください。

記

- 1 国庫補助金額（案）
 - 2, 324, 118千円（対前年度増加額 189, 942千円）
- 2 平成31年度以降の改定内容
 - (1) 共済掛金額及び免責特約に係る掛金額の改定
【別紙1】のように改定予定
 - (2) 死亡・障害見舞金の改定
【別紙2】のように改定予定



【問合せ先】

地域	担当部署	電話番号
北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島	仙台業務推進課	022-716-2106
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野	運営調整課	03-5410-9158
愛知・岐阜・三重・富山・石川・福井・静岡	名古屋業務推進課	052-533-7821
大阪・奈良・和歌山・滋賀・京都・兵庫	大阪業務推進課	06-6456-3601
鳥取・島根・山口・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知	広島業務推進課	082-511-2822
福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・熊本・鹿児島・沖縄	福岡業務推進課	092-738-8720

災害共済給付に係る共済掛金額

全国（沖縄県除く）

		現行掛金額	改定後掛金額	改定幅	改定率
		円	円	円	%
義務教育諸学校		920	920	0	100.0
高等 専修 学校	全日制 昼間学科	<u>1,840</u>	<u>2,150</u>	<u>310</u>	116.8
	定時制 夜間等学科	980	980	0	100.0
	通信制 通信制学科	280	280	0	100.0
高等専門学校		<u>1,880</u>	<u>1,930</u>	<u>50</u>	102.7
幼稚園		270	270	0	100.0
幼保連携型認定こども園		270	270	0	100.0
保育所等		350	350	0	100.0
要保護		40	40	0	100.0

沖縄県

		現行掛金額	改定後掛金額	改定幅	改定率
		円	円	円	%
義務教育諸学校		460	460	0	100.0
高等 専修 学校	全日制 昼間学科	<u>920</u>	<u>1,075</u>	<u>155</u>	116.8
	定時制 夜間等学科	490	490	0	100.0
	通信制 通信制学科	140	140	0	100.0
高等専門学校		<u>940</u>	<u>965</u>	<u>25</u>	102.7
幼稚園		135	135	0	100.0
幼保連携型認定こども園		135	135	0	100.0
保育所等		175	175	0	100.0
要保護		20	20	0	100.0

免責の特約に係る掛金額

		現行掛金額	改定後掛金額	改定幅	改定率
		円	円	円	%
義務教育諸学校 高等学校（（通）以外） 高等専修学校（（通）以外） 高等専門学校 幼稚園 幼保連携型認定こども園 保育所等		<u>25</u>	<u>15</u>	<u>△10</u>	60.0
高等学校（通） 高等専修学校（通）		2	2	0	100.0

死亡・障害見舞金の改定額

区 分	現行見舞金額 千円	改定後見舞金額 千円	改定幅 千円	改定率 %	
死亡見舞金	(14,000) 28,000	(15,000) 30,000	(1,000) 2,000	107.1	
障 害 見 舞 金	第1級	(18,850) 37,700	(20,000) 40,000	(1,150) 2,300	106.1
	第2級	(16,800) 33,600	(18,000) 36,000	(1,200) 2,400	107.1
	第3級	(14,650) 29,300	(15,700) 31,400	(1,050) 2,100	107.2
	第4級	(10,200) 20,400	(10,900) 21,800	(700) 1,400	106.9
	第5級	(8,500) 17,000	(9,100) 18,200	(600) 1,200	107.1
	第6級	(7,050) 14,100	(7,550) 15,100	(500) 1,000	107.1
	第7級	(5,950) 11,900	(6,350) 12,700	(400) 800	106.7
	第8級	(3,450) 6,900	(3,700) 7,400	(250) 500	107.2
	第9級	(2,750) 5,500	(2,950) 5,900	(200) 400	107.3
	第10級	(2,000) 4,000	(2,150) 4,300	(150) 300	107.5
	第11級	(1,450) 2,900	(1,550) 3,100	(100) 200	106.9
	第12級	(1,050) 2,100	(1,125) 2,250	(75) 150	107.1
	第13級	(700) 1,400	(750) 1,500	(50) 100	107.1
	第14級	(410) 820	(440) 880	(30) 60	107.3

(注) () 内は、通学中の災害（死亡見舞金にあっては突然死を含む）に係る給付金額を示す。

各種調査結果

共・資料2

1 学校管理下における児童生徒の災害発生状況について

学校種別	年度	加入者数 (除要保護)	負傷・疾病 件数	県事故発 生率(%)	国事故発 生率(%)	障害 件数	死亡 件数	計	県 給付率(%)	国 給付率(%)	県平均給付 額(円)	国平均給付 額(円)
小学校	R2	49,370	2,234	4.53	4.17	0	0	2,234	6.82	6.75	5,784	5,014
	R3	48,454	2,607	5.38	4.72	1	0	2,608	7.95	7.58	5,913	5,101
	R4	47,497	2,419	5.09	3.54	0	0	2,419	7.44	7.20	5,506	4,963
中学校	R2	26,915	1,968	7.31	6.86	0	0	1,968	13.16	13.80	7,578	6,929
	R3	26,484	2,398	9.05	7.74	0	0	2,398	15.73	15.49	7,734	6,902
	R4	26,061	2,043	7.84	7.57	0	0	2,043	13.45	14.89	7,660	6,724
高等学校	R2	27,380	1,665	6.08	5.69	1	0	1,666	14.86	15.59	11,731	11,373
	R3	26,714	2,055	7.69	6.42	2	0	2,057	18.65	17.44	12,406	11,340
	R4	26,050	1,688	6.48	6.24	1	0	1,689	16.07	16.79	11,636	11,070
計	R2	103,665	5,867	5.66	5.24	1	0	5,868	10.59	10.81	8,567	8,004
	R3	101,652	7,060	6.95	5.93	3	0	7,063	12.79	12.13	8,985	7,990
	R4	99,608	6,150	6.17	5.26	1	0	6,151	11.27	11.62	8,464	7,800

※ 令和4年度災害統計(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

発生率(%) = (負傷・疾病件数) ÷ (加入者数) × 100

2 学校保健委員会の設置状況について

区分	年度	学校数 (A)	設置 学校数 (B)	開催回数別内訳				設置率 (%) (B/A)	開催率 (%)
				0回	1回	2回	3回以上		
小学校	R2	181	180	25	149	5	1	99.4	85.6
	R3	182	181	8	164	9	0	99.5	95.1
	R4	180	179	2	169	8	0	99.4	98.3
中学校	R2	79	78	14	62	1	1	98.7	81.0
	R3	80	79	3	73	3	0	98.8	95.0
	R4	79	78	4	69	5	0	98.7	93.7
高等学校	R2	54	48	8	39	1	0	88.9	74.1
	R3	54	47	6	38	3	0	87.0	75.9
	R4	50	43	3	38	2	0	86.0	80.0
特別支援 学校	R2	15	15	0	12	3	0	100.0	100.0
	R3	15	15	0	11	4	0	100.0	100.0
	R4	15	15	0	12	3	0	100.0	100.0
合計	R2	329	321	47	262	10	2	97.6	83.3
	R3	331	322	17	286	19	0	97.3	92.1
	R4	324	315	9	288	18	0	97.2	94.4

* 国公立全ての学校の状況

3 学校における薬物乱用防止教室の開催状況について

区分	学校数 (A)	開催学校数 (B)	開催率(%) (B/A)	開催率(%)			備考
				R3年度	R2年度	R元年度	
小学校	177	100	56.5	55.6	43.0	67.0	
中学校	76	56	73.7	70.1	49.4	86.1	小中分校除く
高等学校	34	33	97.1	92.1	44.7	94.7	R元～R3:38校(全日のみ) R4～:34校(全日のみ)

<p>5年5月8日 事務連絡</p>	<p>アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒等の実態調査について（依頼） 学校における食物アレルギー対応において、地域の消防機関と連携を図り、適切に対応することが必要であることから、「食物アレルギー対応実態調査」を実施し、地域の消防機関に情報を伝える等の連携を依頼した。</p>
<p>5年5月8日 保体第89号 学振第102号</p>	<p>学校における食物アレルギー対応にかかるヒヤリハットの報告書の提出について（依頼） 食物アレルギー対応におけるヒヤリハットの報告書の提出を依頼した。</p>
<p>5年3月16日 5年6月27日 5年7月28日 5年9月4日 5年10月30日 5年11月24日 6年1月9日 6年1月24日 事務連絡</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知） 新たに指定された指定薬物（物質）について周知を図った。</p>
<p>5年6月22日 保体第178号 学振第178号</p>	<p>学校における感染症・食中毒の予防について（依頼） 感染症・食中毒の多発時期を迎えるにあたり、早期発見、環境衛生の強化、健康教育及び発生時の措置・報告について周知を図った。</p>
<p>5年8月31日 事務連絡</p>	<p>「北陸3県を対象とした学校におけるてんかんのある児童生徒の支援マニュアル」等配布について（案内） てんかん支援マニュアル URL について案内した。</p>
<p>5年10月16日 事務連絡</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について 休日等の児童生徒等の野外活動を含め、野鳥との接し方について指導するよう周知した。</p>
<p>5年11月16日 事務連絡</p>	<p>今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について 新型コロナウイルス感染症の影響で、例年より早く本格的な流行が生じる可能性があることから、基本的な感染症対策の実施と集団発生時の適切な措置について周知した。</p>
<p>5年11月30日 事務連絡</p>	<p>県内における高病原性鳥インフルエンザの発生について 魚津市においてヒドリガモの検体から感染が確認されたことから、改めて注意喚起チラシを参考にし、適切に対応するよう周知した。</p>
<p>6年1月24日 事務連絡</p>	<p>児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について 検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについて周知を図った。</p>
<p>6年1月29日 事務連絡</p>	<p>学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）投与について 重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤を本人に代わって投与する行為は、条件を満たす場合、医師法違反とならないことが示された。</p>
<p>6年2月16日 事務連絡</p>	<p>学校における麻しん対策について 学校において麻しんが一例でも発生した場合には、速やかに対応する必要があるため、「学校における麻しん対策について」（平成31年3月18日付け事務連絡）に基づき、引き続き適切な対応を依頼する。</p>

令和5年度 学校安全に関する通知・通達

令和5年2月13日 保体第362号 学振第642号	令和5年春の全国交通安全運動の実施について（依頼） 児童生徒等に対する交通安全教育の推進、自転車等の安全な利用等、交通安全教育の推進を図る。
令和5年3月30日 事務連絡	安全管理マニュアルの適切な運用に向けた研修動画の公開について 「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（安全管理マニュアル）の適切な運用を一層進めるため、研修動画を公開する。
令和5年4月4日 事務連絡	自然災害発生時における情報連絡、情報収集体制の整備について（依頼） 自然災害発生時における迅速かつ円滑な情報連絡、情報収集体制を整備する。
令和5年4月4日 事務連絡	通学路の交通安全の確保の徹底について 通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携した定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実の取組の推進を図る。
令和5年4月21日 事務連絡	水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について（依頼） 水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について、水難事故防止に向けた指導の参考にするよう周知する。
令和5年5月2日 保体第84号	プール事故に関する注意喚起について（依頼） プール等での事故防止のため、「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」等の資料を活用し、プール施設での監視体制を再確認するなど、一層の安全確保を図る。
令和5年5月2日 保体第78号 学振第98号	水泳等の事故防止について（通知） 水泳等の事故防止のため、地域の実情に即した適切な措置を取り安全管理の徹底を図るとともに、プールの利用については学校における衛生管理と安全管理の徹底を図る。
令和5年5月2日 保体第79号 学振第99号	学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼） 児童生徒等の健康被害を防ぐために、暑さ指数（WBGT）等を活用して熱中症の危険性を適切に判断し、熱中症事故の防止について適切に対応する。
令和5年5月15日 事務連絡	校庭等における危険物の確認・除去等について 校舎等の外も含めた安全点検を確実にを行い、一層の安全確保に努めるよう周知する。
令和5年6月27日 事務連絡	熱中症対策の一層の強化について 今年4月に成立した、熱中症対策の強化を図る改正気候変動適応法の概要等について周知し、熱中症対策の一層の強化を図る。
令和5年7月20日 事務連絡	夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての協力願い 水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について、水難事故防止に向けた指導の参考にするよう周知する。
令和5年8月2日 保体第232号	令和5年秋の全国交通安全運動の実施について（依頼） 児童生徒等に対する交通安全教育の推進、自転車等の安全な利用等、交通安全教育の推進を図る。
令和5年8月24日 事務連絡	休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼） 夏季休業が終了し、学校教育活動が再開されるに当たり、学校管理下における熱中症事故の防止について、適切な措置を講じる。
令和5年9月7日 保体第263号	文部科学省防災業務計画の修正について（通知） 防災業務計画の修正を踏まえ、必要に応じ各種計画の改定等を図る。
令和5年9月13日 事務連絡	こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について これまでに発生した送迎用バスへの置き去り事案を踏まえ、痛ましい事案を発生させないための安全管理の徹底について周知を図る。
令和5年9月25日 保体第286号	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の結果及びこれを踏まえた取組の推進について 学校安全の推進に関する計画に係る取組の各状況について、令和3年度実績の調査結果を踏まえ、子供たちの安全な学びの環境の確保に向けた取組を推進する。
令和5年10月2日 事務連絡	緊急地震速報の訓練の実施等について（依頼） 防災教育の観点から緊急地震速報を活用した訓練は、極めて有意義であることから、積極的に訓練の実施を依頼する。
令和5年12月12日 保体第336号	降積雪期における防災態勢の強化等について（依頼） 降積雪期における防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒の安全確保等に万全を期すとともに、地域の関係機関と連携を図るよう周知する。
令和5年12月12日 事務連絡	自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について 学校等の管理下において事故等が発生した際、迅速かつ適切な対応を行うことができるよう、自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について周知を図る。

学校保健・学校安全関係資料

共・資料4

保健に関する資料 ※文部科学省ホームページよりダウンロード

配布年度	発行先	資料名・部数等
18	中	「医薬品の正しい使い方」パンフレット
19	小・中・高・特	「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」1部
19	小・中・高・特	「養護教諭のための児童虐待対応の手引」1部
25	小・中・高・特	子供たちを児童虐待から守るために
18～R4	中	「かけがえのない自分、かけがえのない健康」1年生1部
18～R4	高	「健康な生活を送るために」1年生1部
19～R4	小	「私の健康」(児童生徒の心と体を守るための啓発教材小学生用)の配布について5年生1部
20～24	中・高	「麻しん定期予防接種勧奨リーフレット」中学1年生、高校3年生各1部
20	小・中・高・特	「学校における麻しん対策ガイドライン」1部
29	小・中・高・特	学校における麻しん対策ガイドライン第二版
20	中・高・特	麻しん教育啓発用DVD「はしかから身を守るために」1枚
20	小・中・高・特	「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」1部
20～24	中・高・特	「麻しん・風しん予防接種勧奨ポスター」1部
20	小・中・高・特	教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応各1部
21	幼	「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」1部
21	中・高	「わたしたちができる新型インフルエンザ対策」DVD1枚
22	小・中・高・特	子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー
14～R4	中	ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け教本(1年生各1部)
23	中	臓器移植に関する普及啓発のための中学生向けパンフレット
23	小・中・高・特	学校歯科保健参考資料「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり
24	小・中・高・特	学校における結核対策マニュアル
24	小	『「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き』の送付について
25	市町村教育委員会 教育事務所	「花粉症環境保健マニュアル2014」の配布について1部
25	中	『「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き』の送付について
25	小・中・高・特	「学校における予防すべき感染症の解説」の送付について
29	小・中・高・特	学校において予防すべき感染症の解説(平成30(2018)年3月発行)
26	小・中・高・特	学校における子供の心のケア
26	小・中・高・特	「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」DVD
27	小・中・高・特	学校における子供の心のケア(保護者向け)
28・29	小・中・高・特	「がんの教育教材(指導案)」及び「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」
28	小・中・高・特	学校における食物アレルギー対応指針ー富山県版ー
29	小・中・特	現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～
29	小・中・高・特	とやまゲンキッズ作戦(健康づくりノート)活用実践事例集
29	小・特	就学時の健康診断マニュアル(平成29年度改訂)
29	中・高	教職員のための指導の手引～UPDATE! エイズ・性感染症～
30	小	改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引
30	小・中・高・特	学校環境衛生管理マニュアル
R1	中	改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引
R1	小・中・高・特	学校歯科保健参考資料「生きる力を育む学校での歯・口の健康づくり 令和元年度改訂
R1	幼・小・中・高・特	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 令和元年度改訂
R2	中	改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き(追補版)感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～
R2	高	改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引
R2	高	精神疾患に関する指導参考資料
R2	小・中・高・特	学校心臓検診の実際 令和2年度改訂
R2	小・中・高・特	学校検尿のすべて 令和2年度改訂
R2	小・中・高・特	学校保健の課題とその対応ー養護教諭の職務等に関する調査結果からー 令和2年度改訂
R2	小・中・高・特	保健主事のための実務ハンドブック 令和2年度改訂
R3	小・中・高・特	教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引 令和3年度改訂
R3	小・中・高・特	学校における感染症対策事例・実践集

学校安全に関する資料

配布年度	発行先	資料名・部数等
17	小	「稲むらの火」防災教育リーフレット
17	小	登下校時の安全確保に関する取組事例集
18	小・中・高・特	学校における防犯教室等実践事例集
19	幼・小・中・特	「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」の配布
19～R3	小	「たいせつないのちとあんぜん」
20	小	防災教育教材「災害から命を守るために(小学校用)」CD-R
20	幼・小・中・高・特	「学校における転落事故防止の留意点」リーフレット
20	小・中	「交通安全ファミリー作文コンクール」入選作文集
21	小	学校安全資料「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(小学校)DVD
21	中・高	中・高校生に対する自転車の安全利用に関する教育指導マニュアル(DVD)
21～24	中・高	中・高校生向け自転車交通安全教育DVD
21	高	応急救護処置DVD「その時あなたにできること」
21・22	中・高	「施錠促進啓発活動用ポスター」
21	中	「災害から命を守るために」防災教育教材(中学生用)DVD
21～30	小・中・高	「健康のため水を飲もう推進運動」ポスター
22	高	「災害から命を守るために」防災教育教材(高校生用)DVD
22	市町村教委	遊具の安全に関する規準について
22	幼・小・中・高・特	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 3部
22	中・高・特中高	学校安全資料DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
23	幼・小・中・高・特	学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き 3部
23	中・高	DVD「安全な通学を考える ～加害者にもならない～」
21～R2	小・中・高・特	熱中症環境保健マニュアル、リーフレット及び携帯型カード
24	小	DVD「津波からにげろ」
24	小	DVD「自分の命は自分で守るー津波災害への備えー」
24	中・高	DVD「津波に備えろ／津波からにげろ」
24	幼・小・中・高・特	「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告
25	小・中・特	気象庁作成防災教育用DVD「急な大雨・雷・竜巻から児童生徒自らが身を守るために」
25	中・特	中学生向けの防災教材「勇気をもって 災害を知り、いのちをまもる」
29	小・中・高・特	学校の危機管理マニュアル作成の手引
30	幼・小・中・高・特	「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
R3	幼・小・中・高・特	学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き ※
R3	幼・小・中・高・特	学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン ※
R4	幼・小・中・高・特	熱中症環境保健マニュアル 令和4年3月改訂

薬物に関する資料

配布年度	発行先	資料名・部数等
20～R1	小6保護者	『薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」子どもたちを薬物乱用から守るために』
R2	小6保護者	「子供のまわりには危険がいっぱい」
20	高	「薬物乱用防止に関するポスター」 2部
20～24	中・高	「未成年者飲酒防止強調月間ポスター」 1部
20	高	「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」
20	中	「君たちとタバコと肺がんの話」
20～22	中1	啓発読本(MDMA・大麻・違法ドラッグは『ダメ。ゼッタイ。』)
21	中・高	「薬物乱用防止啓発ポスター」 1部
21	中・高	大麻乱用防止啓発用リーフレット
21	中	「君たちとタバコと肺がんの話」
21、22	高	「麻薬・覚せい剤乱用防止ポスター」 1部
22	中・高	「薬物乱用防止広報啓発ポスター」 1部
22	中・高	大麻乱用防止啓発用リーフレット
22	中	「君たちとタバコと肺がんの話」 パンフレット
22	中・高	麻薬・覚せい剤等の薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」と、断る勇気をもとう！ パンフレット
22～24	高	覚せい剤・大麻・MDMA・違法ドラッグ乱用防止啓発読本
22～29	高3	「薬物について誤解をいませんか？」 パンフレット
30	高3・特	「薬物乱用の危険を理解していますか？」 パンフレット
R1	高3・特	「薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です！」 パンフレット
R2	高3・特	「学生のみなさんへ 薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です！」
22～R2	高・特	高校生等による薬物乱用防止広報啓発ポスター
24	高	薬物乱用防止啓発DVD「未来があるから！ ～薬物に“NO”という生き方を～」
24	中・高	違法ドラッグ乱用防止広報啓発ポスター
26～R5	小・中・高・特	アルコール関連問題啓発週間ポスター
30	中・高	不正大麻・けし撲滅運動ポスター、リーフレット
R1～5	小・中・高・特	未成年者飲酒防止啓発ポスター
R1	小・特	喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 令和元年度改訂（小学校編）
R2	中	喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 令和2年度改訂（中学校編）
R3	高	喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 令和3年度改訂（高等学校編）
R5	小	子供のまわりには危険がいっぱい(小学6年生保護者向け)

学校保健・安全に関する表彰校一覧

共・資料5

年度	富山県教育委員会表彰（健康教育実践優良学校）					文部科学大臣表彰	
	総合の部門（小学校）		近視予防の部門（小学校）		よい歯の部門（小学校・小学部） ※平成30年度より 「歯と口の健康の部門」と名称変更	学校安全表彰	
平成22	☆ 富山市立 ◇ 砺波市立 △ 富山市立 △ 入善町立	水橋東部 砺波北部 古里 ひばり野	☆ 砺波市立 ◇ 氷見市立 △ 入善町立 △ 魚津市立 △ 富山市立	砺波南部 宇波 桃李 大町 上条	☆ 魚津市立 ◇ 黒部市立 △ 入善町立 △ 砺波市立 △ 富山県立	道下 石田 黒東 庄川 高岡支援	射水市立堀岡小学校
23	☆ 氷見市立 ◇ 射水市立 △ 砺波市立 △ 富山市立 △ 富山市立	宮田 片口 出町 新保 熊野	☆ 黒部市立 ◇ 魚津市立 △ 入善町立 △ 砺波市立	東布施 村木 飯野 庄南	☆ 魚津市立 ◇ 氷見市立 △ 砺波市立 △ 上市町立	大町 十二町 庄川 相ノ木	南砺市立福光東部小学校
24	☆ 氷見市立 ◇ 南砺市立 △ 黒部市立 △ 魚津市立	速川 平 東布施 大町	☆ 魚津市立 ◇ 富山市立 △ 黒部市立 △ 砺波市立	上中島 水橋東部 前沢 庄東	☆ 氷見市立 ◇ 砺波市立 △ 高岡市立 △ 黒部市立	十二町 出町 太田 生地	小矢部市立石動小学校
25	☆ 小矢部市立 ◇ 立山町立 △ 富山市立 △ 富山市立 △ 南砺市立	津沢 釜ヶ渕 船峠 新庄北 平	☆ 魚津市立 ◇ 黒部市立 △ 入善町立 △ 砺波市立	松倉 前沢 飯野 庄東	☆ 黒部市立 ◇ 砺波市立 △ 射水市立 △ 高岡市立	生地 砺波南部 金山 太田	高岡市立平米小学校 ※高岡市立定塚小学校 (内閣総理大臣賞)
26	☆ 立山町立 ◇ 氷見市立 △ 入善町立 △ 射水市立 △ 砺波市立	釜ヶ渕 海峰 黒東 塚原 砺波東部	☆ 黒部市立 ◇ 魚津市立 △ 入善町立 △ 氷見市立	荻生 西布施 桃李 上庄	☆ 富山市立 ◇ 砺波市立 △ 黒部市立 △ 富山市立	長岡 庄東 若栗 水橋東部	立山町立日中上野小学校
27	☆ 砺波市立 ◇ 高岡市立 △ 富山市立 △ 射水市立	庄川 戸出東部 山田 下村	☆ 入善町立 ◇ 入善町立 △ 魚津市立 △ 氷見市立 △ 砺波市立	飯野 入善 住吉 上庄 鷹栖	☆ 富山大学人間発達科学部 附属特別支援 ◇ 魚津市立 △ 立山町立 △ 砺波市立	片貝 新瀬戸 砺波東部	氷見市立海峰小学校
28	☆ 魚津市立 ◇ 砺波市立 △ 入善町立 △ 富山市立	松倉 砺波南部 ひばり野 朝日	☆ 魚津市立 ◇ 砺波市立 △ 氷見市立 △ 入善町立	住吉 砺波北部 朝日丘 桃李	☆ 砺波市立 ◇ 入善町立 △ 魚津市立 △ 富山市立	砺波東部 黒東 道下 速星	※射水市立堀岡小学校 (内閣総理大臣賞)
29	☆ 富山市立 ◇ 氷見市立 △ 入善町立 △ 射水市立 △ 砺波市立	大庄 上庄 入善 中太閤山 砺波南部	☆ 砺波市立 ◇ 入善町立 △ 氷見市立	砺波北部 上青 朝日丘	☆ 砺波市立 ◇ 魚津市立 △ 小矢部市立 △ 氷見市立	鷹栖 大町 東部 速川	
30	☆ 富山市立 ◇ 砺波市立 △ 魚津市立 △ 富山市立 △ 氷見市立	鵜坂 鷹栖 清流 浜黒崎 朝日丘	☆ 魚津市立 ◇ 砺波市立 △ 入善町立	上中島 庄東 桃李	☆ 砺波市立 ◇ 入善町立 △ 入善町立	出町 黒東 ひばり野	※小矢部市立石動小学校 (内閣総理大臣賞)
令和1	☆ 小矢部市立 ◇ 砺波市立 △ 魚津市立 △ 射水市立 △ 南砺市立	東部 鷹栖 道下 歌の森 井波	☆ 入善町立 ◇ 砺波市立 △ 入善町立	飯野 砺波南部 入善	☆ 砺波市立 ◇ 射水市立 △ 入善町立	砺波北部 片口 上青	
2	☆ 射水市立 ◇ 富山市立 △ 魚津市立 △ 富山市立 △ 射水市立	金山 奥田北 星の杜 上滝 放生津	☆ 砺波市立 ◇ 入善町立	庄川 黒東	☆ 砺波市立 ◇ 入善町立 △ 入善町立	砺波東部 ひばり野 桃李	※氷見市立海峰小学校 (内閣総理大臣賞)
3	☆ 射水市立 ◇ 富山市立 △ 魚津市立 △ 射水市立	東明 新保 経田 小杉	☆ 入善町立 ◇ 砺波市立	上青 庄南	☆ 入善町立 ◇ 砺波市立	飯野 鷹栖	滑川市立田中小学校
4	☆ 富山市立 ◇ 入善町立 △ 魚津市立 △ 射水市立	寒江 桃李 よつば 塚原	☆ 砺波市立 ◇ 入善町立	鷹栖 黒東	☆ 入善町立	ひばり野	
5	☆ 魚津市立 ◇ 富山市立 △ 射水市立	清流小学校 倉垣小学校 下村小学校	☆ 射水市立 ◇ 射水市立	大門小学校 放生津小学校	☆ 砺波市立 ◇ 入善町立	庄東小学校 上青小学校	

(☆ 優良校) (◇ 準優良校) (△ 努力校)

学校保健関係（学校三師）表彰受賞者一覧表

共・資料6

年度	県教育委員会教育功労者等表彰			県功労表彰	文部科学大臣表彰 [学校保健]	叙勲	
	[学校保健功労者]		[優良教職員]			春	秋
H. 16	堀 正人(医) 松浦 實(歯)	田中道夫(医) 林 幹人(薬)	宮崎知子(養教)	吉田秀義(医)	梅崎 伸(医) 中尾 修(歯)	—	山本丈彦(薬)
H. 17	柳澤多加志(医) 福井 洋(歯)	國谷 勝(医) 小西俊英(薬)	陰山陽子(養教)	松原清一郎(歯)	皆川一治(医) 小野寺一晋(薬)	—	北山哲夫(薬)
H. 18	石坂秀彌(医) 阿部輝夫(歯)	中村國雄(医) 國澤 敏(薬)	—	村田敏夫(医) 田代 滋(薬)	土田 豊(医) 家城佳夫(薬)	堀 正人(医)	篠川賢久(医)
H. 19	羽岡久治(医) 水橋景之(歯)	森田嘉樹(医) 北村吉造(薬)	—	田中道夫(医)	石坂秀彌(医) 林 幹人(薬)	—	—
H. 20	柳瀬茂宣(医) 黒川勇次郎(歯)	新鞍 保(医) 古谷 明(薬)	松井喜久子(養教) 田口なほみ(養教)	柳澤多加志(医)	國谷 勝(医) 福井 洋(歯)	船崎嘉一(医) 北 喜一(薬)	—
H. 21	櫻井 泉(医) 安達 昭(歯)	廣野 隆(医) 松本健二(薬)	島田 公子(養教) 加賀谷満知子(養教)	水橋景之(歯)	中村國雄(医) 小西俊英(薬)	坊 明男(歯) 奥田昌三(薬)	栗山豊美(歯)
H. 22	飛見立郎(医) 菅野勝紀(歯)	姫野洋一(医) 山崎周次郎(薬)	梶川絹子(養教)	新鞍 保(医)	阿部輝夫(歯) 北村吉造(薬)	柳瀬茂宣(医)	福田 孜(医)
H. 23	杉井 衛(医) 立浪次夫(歯)	大城道雄(医) 石倉裕之(薬)	山口由美子(養教)	國澤 敏(薬)	羽岡久治(医) 安達 昭(歯)	野尻 功(医)	高柳 功(医) 柳澤多加志(医)
H. 24	矢野博明(医) 青木一登(歯)	岩城 進(医) 宮林紀子(薬)	湊 良子(養教)	森田嘉樹(医)	櫻井 泉(医) 飛見立郎(医)	土田 豊(医) 沖本洋明(薬)	深島丘也(医) 河合康守(医)
H. 25	辻 外幸(医) 山田祐司(医) 安田 篤(歯)	山本郁夫(医) 沖 多門(医) 斉藤直太郎(薬)	下村美貴子(栄教) 五十嵐恵美子(養教)	姫野洋一(医) 黒川勇次郎(歯)	立浪次夫(歯) 石倉裕之(薬)	堀 宏(薬)	北村吉造(薬)
H. 26	伊井 祥(医) 宮島久仁(医) 米山俊夫(歯)	宗玄俊一(医) 吉田耕司郎(医) 鍛冶征瑩(薬)	水島智恵子(養教) 森真里子(栄教)	杉井 衛(医)	大城道雄(眼) 矢野博明(医)	梅崎 伸(医)	皆川一治(医) 松原清一郎(歯) 村田敏夫(医)
H. 27	山下 泉(医) 川口 泉(医) 落合隆三郎(薬)	小林英人(医) 棚田昌俊(歯)	松川真弓(栄教) 山田恭子(養教)	青木一登(歯) 斉藤直太郎(薬)	岩城 進(医) 宮林紀子(薬)	福井 洋(歯) 藤村清孝(薬)	田中道夫(医) 田代 滋(薬)
H. 28	道振義治(医) 高野正美(医)	舟坂雅春(医) 橋場研治(薬)	小杉泰子(栄教) 中嶋正子(養教)	山田祐司(医) 米山俊夫(歯)	辻 外幸(医) 山本郁夫(医)	水橋哲夫(歯) 野垣俊幸(医)	家城佳夫(歯) 林 幹人(薬)
H. 29	藤澤貞志(医) 宮崎あゆみ(医) 加藤弘直(歯)	山本雅康(医) 山本武夫(歯) 前崎勇喜雄(薬)	辻 純子(栄教) 石井朋子(養教) 藤田真由美(養教)	伊井 祥(医)	吉田耕司郎(医) 宮島久仁(医)	森田嘉樹(医) 水橋景之(歯)	安達 昭(歯) 小西俊英(薬)
H. 30	金子敏行(医) 藤森正記(医) 加藤和子(歯) 柴田公子(薬)	加納 晃(医) 村上美也子(医) 山田眞樹(歯)	清玄寺真佐子(養教)	山下 泉(医)	舟坂雅春(医) 橋場研治(薬)	黒川勇次郎(歯) 石倉裕之(薬)	鍛冶征瑩(薬)
R. 元	大野太郎(医) 藤岡照裕(医) 小森 実(歯) 鹿熊 武(薬)	窪 秀之(医) 松 智彦(医) 焼田志岡夫(歯)	片岡優佳(栄教) 渡辺克美(養教)	小林英人(医)	高野正美(医) 道振義治(医) 前崎勇喜雄(薬)	新鞍 保(医) 大城道雄(医)	青木一登(歯) 米山俊夫(歯)
R. 2	小栗絢子(医) 駒井 理(医) 新谷明宏(歯) 大田 博(薬)	片山壽夫(医) 高嶋 達(医) 水越 弘(歯)	濱屋佳美(栄教) 濱谷昌代(養教)	藤澤貞志(医) 加納 晃(医)	宮崎あゆみ(医) 加藤弘直(歯) 山本武夫(歯)	阿部輝夫(歯) 宮林紀子(薬)	
R. 3	坂本 徹(医) 新田正昭(医) 折山 弘(歯) 濱西陽子(薬)	柴田崇志(医) 藤田 一(医) 山田隆寛(歯)	東井千恵子(養教)	金子敏行(医) 藤森正記(医)	窪 秀之(医) 小森 実(歯) 山田眞樹(歯)		櫻井 泉(医)
R. 4	金子利朗(医) 長崎正男(医) 川口志郎(歯) 志垣徳夫(薬)	立浪真美(医) 松井みづほ(医) 仲井雄一(歯)	大島裕恵(栄教) 寺島直美(養教)	鹿熊 武(薬)	松 智彦(医) 大野太郎(医) 大田 博(薬)	姫野洋一(医) 伊井 祥(医)	中村國雄(医) 橋場研治(薬)
R. 5	加藤裕明(医) 長崎孝敏(医) 今村明弘(歯) 松原美子(薬)	寺西重和(医) 成瀬隆倫(医) 細川史郎(歯)	杉木智子(養教)	藤岡照裕(医)	高嶋 達(医) 水越 弘(歯) 新谷明宏(歯)	山本武夫(歯) 前崎勇喜雄(薬)	濱西陽子(薬) 志垣徳夫(薬)

○ 学校保健関係研究推進校及び研究指定校

- ◆令和5、6年度 学校歯科保健研究推進校（県教育委員会（県学校保健会へ委託））
高岡市立古府小学校
高岡市立伏木中学校

- ◆令和5、6年度 歯・口の健康づくり推進指定校（富山県歯科医師会）
高岡市立古府小学校

- ◆令和5、6年度 小学校教育研究会保健研究指定校（小学校教育研究会）
舟橋村立舟橋小学校
砺波市立庄南小学校

- ◆令和6、7年度 学校健康づくり運動研究推進校（県教育委員会（県学校保健会へ委託））
小矢部市立大谷小学校
南砺市立福野中学校
富山県立上市高等学校（令和6年度）

- ◆令和6、7年度 学校保健研究推進校（県学校保健会）
舟橋村立舟橋小学校（喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研究）
上市町立上市中学校（喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研究）

令和6年度 保健・安全関係行事予定

共・資料8

月別	富山県教育委員会保健体育課等			文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等		
4月	22日(月)	市町村教育委員会 学校安全・保健・給食・食育主管課長会議	オンライン			
	23日(火)	養護教諭研修会(悉皆研修)	オンライン			
5月		保健主事研修会(該当者)	オンライン	未定	健康教育・食育行政担当者連絡協議会	未定
7月	下旬	薬物乱用防止教室講習会	県民会館	5(水)~7(金)	学校安全指導者養成研修	※オンライン
				26日(金)	★全国学校保健主事研究大会	大阪府
9月	未定	防犯教育指導者講習会	未定			
10月	4(火)	高等学校教育研究発表大会	オー・パ・ド・ホール 他	9日(水)~11日(金)	健康教育指導者養成研修	※オンライン
	9(水)	中学校教育課程研究大会(東部・保)	各研究会 会場校	24(木)~25(金)	★学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	富山県
	10(木)	中学校教育課程研究大会(西部)	各研究会 会場校	17(木)	★全国学校歯科保健研究大会	長崎県
	16(水)	中学校教育課程研究大会 (道徳・特活・特支)	各研究会 会場校			
	中旬	防災教育指導者講習会	未定			
11月	6(水)	小学校教育課程研究集会(西部)	各研究会 会場校	7(木)~8(金)	★全国学校保健・安全研究大会	宮崎県
	7(木)	小学校教育課程研究集会(東部)	各研究会 会場校			
	13日(水)	養護教諭研修会(悉皆研修)	オンライン			
2月				未定	学校保健全国連絡協議会	未定
				未定	★全国養護教諭連絡協議会 第29回研究協議会	東京都

※ 上記以外の該当研修については、令和6年度教職員研修実施要項に従うこと

※ 太字は、当課主催

★の大会・研究協議会は希望参加

- ★全国学校保健主事研究大会
- ★学校環境衛生・薬事衛生研究協議会
- ★全国学校保健・安全研究大会
- ★全国学校歯科保健研究大会
- ★全国養護教諭連絡協議会・第29回研究協議会

<引用文献・参考文献>

文部科学省編	「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」	平成15年2月
文部科学省編	「学校の安全管理に関する取組事例集」	平成16年5月
文部科学省編	「学校の危機管理マニュアル」	平成19年11月
文部科学省編	「防災教育教材『災害から命を守るために (小学校低学年用・高学年用)』CD-R」	平成20年3月
文部科学省編	「小学校学習指導要領」	平成29年3月
文部科学省編	「中学校学習指導要領」	平成29年3月
文部科学省編	「高等学校学習指導要領」	平成30年3月
文部科学省編	「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」	平成29年4月
	「特別支援学校高等部学習指導要領」	平成31年2月
文部科学省編	「学校安全資料『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』 (小学校)DVD」	平成21年3月
文部科学省編	「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」	平成21年3月
文部科学省編	「『災害から命を守るために』防災教育教材(中学生用)DVD」	平成21年3月
文部科学省編	「『災害から命を守るために』防災教育教材(高校生用)DVD」	平成22年3月
文部科学省編	「学校安全資料『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』 (中学校、高等学校)DVD」	平成22年3月
文部科学省編	「第2次学校安全の推進に関する計画」	平成29年4月
文部科学省編	「学校の危機管理マニュアル作成の手引」	平成30年2月
文部科学省編	「子どもの心のケアのために」	平成22年7月
	「学校における子供の心のケア」	平成26年3月
	「学校における子供の心のケア(保護者向け)」	平成27年3月
文部科学省編	「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	平成31年3月
文部科学省編	「色覚に関する指導の資料」	平成15年4月
文部科学省編	「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』理論と実践」平成30年度改訂版	平成30年6月
文部科学省編	「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引き 小学校」	平成31年3月
文部科学省編	「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引き 中学校」	令和2年3月
文部科学省編	「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引き 高等学校」	令和3年3月
文部科学省編	学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン	令和3年6月
日本スポーツ振興センター編	「災害共済給付関係法令集」	令和3年10月
日本スポーツ振興センター編	「災害共済給付の手引き」	平成19年1月
日本スポーツ振興センター編	「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点」	平成25年1月
国立感染症研究所感染症疫学センター編	「学校における麻しん対策ガイドライン 第二版」	平成30年2月
(公財)日本学校保健会編	「三訂版 保健主事の手引」	平成16年2月
(公財)日本学校保健会編	「保健主事のための実務ハンドブック」令和2年度改訂	令和3年3月
(公財)日本学校保健会編	「子どものメンタルヘルスの理解と対応」	平成19年2月
(公財)日本学校保健会編	「学校保健の動向」(21年度版)	平成21年11月
(公財)日本学校保健会編	「保健室経営計画作成の手引」平成26年度改訂	平成27年2月
(公財)日本学校保健会編	「みんなで進める学校での健康づくり」	平成21年4月
(公財)日本学校保健会編	「児童生徒等の健康診断マニュアル」平成27年度改訂	平成27年8月
文部科学省編	「学校給食における食物アレルギー対応指針」	平成27年3月
(公財)日本学校保健会編	「アレルギー対応疾患対応資料(DVD)映像資料及び研修資料」	平成20年3月
(公財)日本学校保健会編	学校において予防すべき感染症の解説	平成30年3月
(公財)日本学校保健会編	「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂	令和2年3月
(公財)日本学校保健会編	「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」令和3年度改訂	令和4年3月

